

地域福祉計画

“お互いさま”でつながる
新たなえたじまコミュニティ



平成26(2014)年3月

江田島市

目 次

第1章 計画の概要

[1] 計画策定の趣旨	1
[2] 計画の位置づけ	2
[3] 計画の期間	3
[4] 計画の策定体制	4

第2章 現在の江田島市のようす

[1] 人口の推移と推計	5
[2] 支援を必要とする人の状況	7
1 高齢者の状況	7
2 障害者の状況	7
3 自立支援医療受給者の状況	8
4 生活保護世帯の状況	8
5 保育園児童数	9
6 小学校児童数	9
7 放課後児童クラブ	10
8 中学校生徒数	10
[3] 社会福祉協議会の活動	11
[4] 福祉にかかわる地域活動団体	14
1 自治会	14
2 女性会	14
3 老人クラブ	14
4 民生委員児童委員協議会	14
5 PTA・子ども会	15
6 ボランティア・NPO法人	15
7 シルバー人材センター	15
8 福祉サービス提供事業者	15
[5] ワークショップのまとめ	16
1 江田島市の良いところ	16
2 江田島市の課題	16
[6] 小地域福祉活動の活動状況	17

[7]	第一次地域福祉計画の評価.....	18
1	地域福祉に関する意識啓発.....	18
2	地域福祉の担い手の育成・地域福祉活動の充実.....	18
3	集いの場づくり.....	18
4	安全・安心のまちづくり.....	18
[8]	本市における課題のまとめ.....	19
1	支え合いの気運づくり.....	19
2	人口減少時代における担い手の不足.....	19
3	情報提供・相談体制の充実.....	19
4	緊急時に対応できる体制づくり.....	20
5	生活しやすい交通環境の整備.....	20

第3章 計画の基本的な考え方

[1]	計画の基本理念.....	21
[2]	計画の基本目標.....	22
[3]	計画の体系.....	23

第4章 基本目標ごとの取組

基本目標1	地域で支えあう環境をつくろう.....	24
[1]	地域福祉に関する意識啓発.....	24
[2]	地域福祉の担い手の育成.....	25
[3]	地域福祉活動の充実.....	26
基本目標2	地域で、集い、話し、学べる場をつくろう.....	28
[1]	小地域福祉活動の連動.....	28
[2]	地域福祉の活動拠点.....	29
基本目標3	いつでも必要な福祉サービスが受けられる.....	31
	仕組みをつくろう	
[1]	保健・医療・福祉サービス提供体制の整備.....	31
[2]	情報提供の充実.....	33
[3]	総合相談支援体制の整備.....	34
基本目標4	安心して暮らせる環境をつくろう.....	35
[1]	支援を必要とする人を地域で支える環境づくり.....	35
[2]	支え合いによる移動手手段の確保.....	38

第5章 計画の推進

[1] 計画の評価	40
[2] 関係機関との連携	40
1 社会福祉協議会との連携	40
2 市民・各種団体との連携	40
3 行政の役割	40

資料編

[資料1] 江田島市保健福祉審議会地域福祉部会委員名簿	41
[資料2] 江田島市保健福祉審議会規則	42
[資料3] 計画の策定経過	45
[資料4] 安心生活創造事業に係るアンケート調査結果	46

第1章 計画の概要

[1] 計画策定の趣旨

私たちが住む地域には、一人暮らしで話し相手のいないお年寄り、障害があり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人、言葉や文化の違いに戸惑っている外国籍の人など、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが多く住んでいます。

また、近年、人と人とのつながりが希薄になっており、対人的な不安やストレスを感じたり、社会的に孤立するといった問題も生じています。

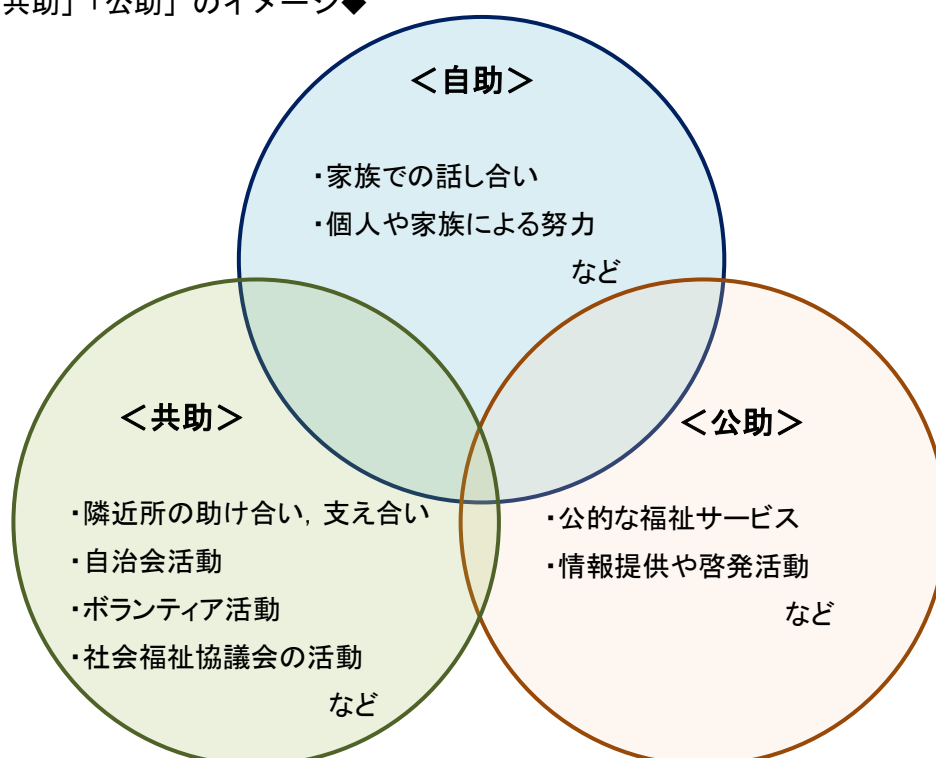
このような課題を解決するためには、公的サービスや行政の福祉施策だけで対応することは難しく、地域の中でお互いを支え合う仕組みをつくる必要があります。

江田島市に住むすべての人が、住み慣れた地域で尊重され、心安らかに自立した生活を送るために、一人ひとりの自律による「自助」、地域住民相互の助け合い・支え合いによる「共助」、公的サービスの提供による「公助」を効果的に連携させることを推進します。

本市においては、こうした福祉課題を解決するための仕組みづくりや地域福祉推進の方向性を示す計画として、「江田島市地域福祉計画」（平成21年3月策定）を策定し、地域福祉に関する施策を実施してまいりました。

本計画は、これまでの課題や地域福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、施策の進捗状況を点検評価し、より効果的な取組を計画的に推進するための見直しを行い策定しました。

◆「自助」「共助」「公助」のイメージ◆



〔2〕 計画の位置付け

本計画は、本市の地域福祉計画を推進するための総合的・包括的な計画であり、社会福祉法第 107 条に規定された地域福祉計画です。

本計画は、江田島市総合計画を上位計画とし、「老人福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者プラン」、「次世代育成支援行動計画」、「健康江田島 21 計画」などの個別・分野別計画や対象者ごとの個別施策についての地域福祉の視点、地域福祉を推進する上での共通する理念・方針を明らかにし、その推進方向と具体的な施策を定めるものであり、総合計画と個別・分野別計画の中間に位置付けられる計画となります。

また、江田島市社会福祉協議会では、住民や福祉活動を行う民間のボランティア団体、NPO等が相互協力して地域福祉を推進することを目的として「第二次地域福祉活動計画」を策定しています。

本市においては、「江田島市地域福祉計画」と「第二次地域福祉活動計画」の連携と協働のもとに、地域福祉を推進します。

◆社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）◆

（地域福祉の推進）

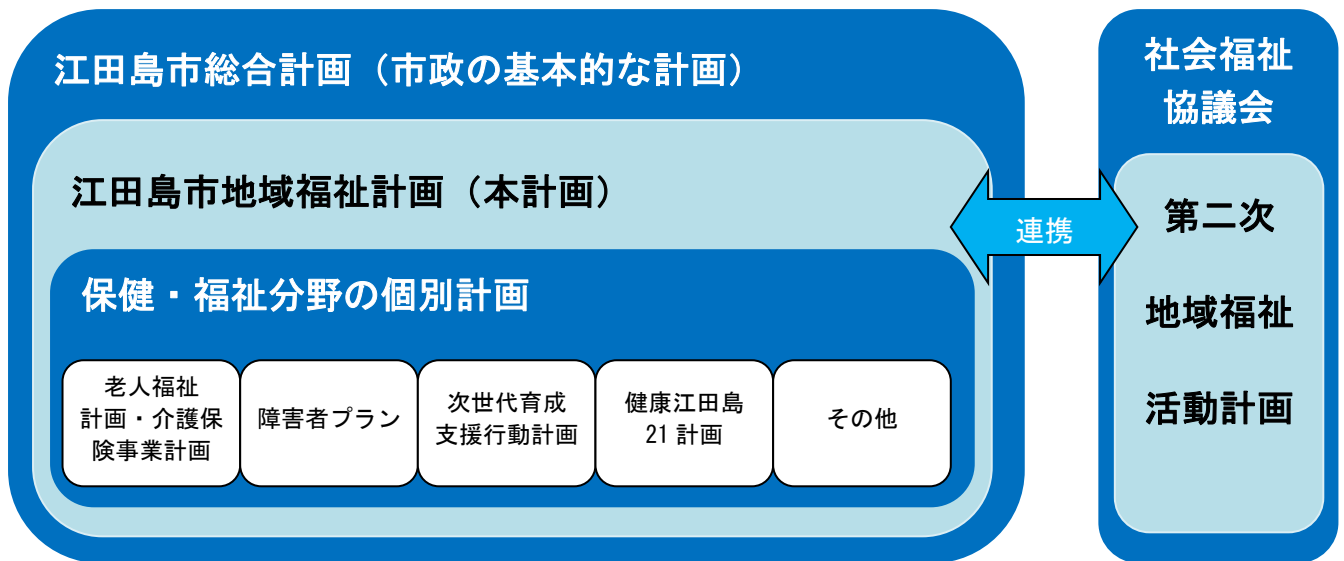
第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

◆他の計画との関係◆



[3] 計画の期間

本計画は、平成26年度から平成30年度まで5年間を計画期間とします。

なお、進捗状況や社会情勢等の変化に応じて必要な見直しを行っていくものとします。

◆計画の期間◆

平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
第一次 地域福祉計画									
				見直し	第二次 地域福祉計画（本計画）				

[4] 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉関係者、医療関係者、教育関係者、各種団体代表者から構成される「保健福祉審議会地域福祉部会」により審議し、計画案の検討を進めました。

また、75歳以上の高齢者の一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯、障害者のいる世帯などへのアンケート調査やワークショップを実施し、基礎資料としました。

◆江田島市保健福祉審議会地域福祉部会の概要◆

目的	市の地域福祉を推進するための計画等の審議を行う。
構成	保健・医療・福祉関係機関・団体代表 10名
開催回数	3回

◆アンケート調査の概要◆

調査対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の一人暮らし世帯 ・世帯構成員が75歳以上のみの世帯 ・介護保険の要介護度3以上の者 ・身体障害者手帳1・2級を所持する者 ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 ・その他、従前からの民生委員による見守り世帯 ※ただし、対象者が近隣の者等に支援を受けることができる世帯は除く。
調査方法	民生委員による訪問留め置き調査
調査期間	平成25年1月4日～平成25年2月28日
調査対象者数	4,200人
調査数	3,951人
有効回答数	3,711人
有効回収率	88.4%

◆ワークショップの概要◆

目的	地域課題解決のため、住民相互の具体的な支え合い活動を考える。
構成	民生委員児童委員協議会、自治会連合会、老人クラブ連合会、女性会、PTA連合会、社会福祉協議会の代表者
開催回数	2回

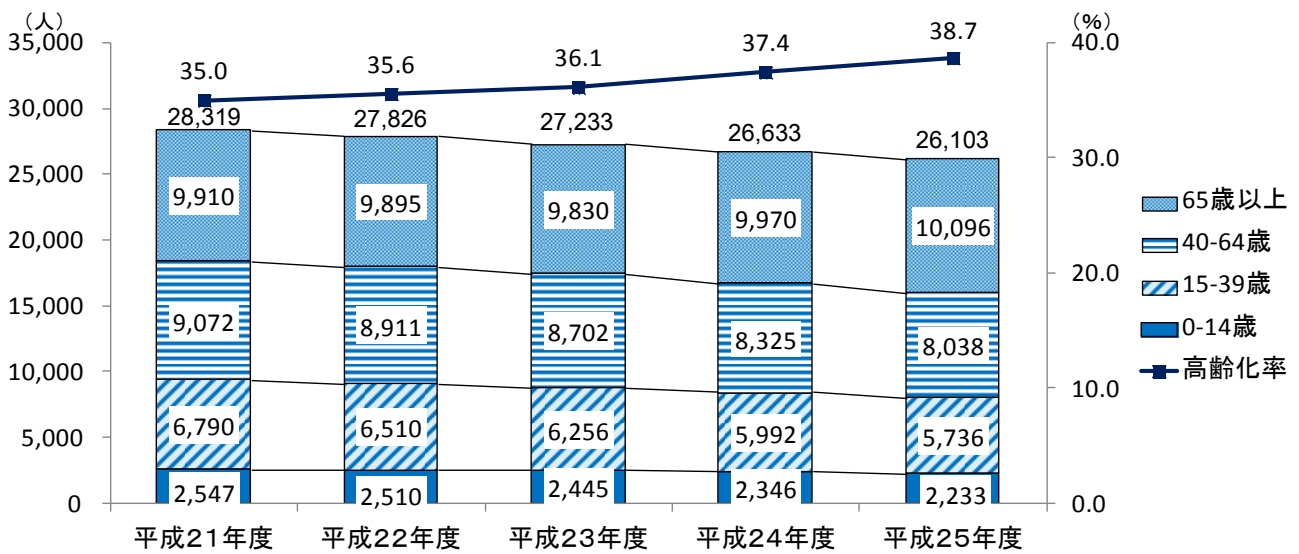
第2章 現在の江田島市のようす

〔1〕 人口の推移と推計

人口は、平成21年10月1日の28,319人から平成25年10月1日の26,103人へと2,216人減少しています。

年齢別では、0～14歳人口は2,547人から2,233人へと314人減少しているのに対し、65歳以上人口は9,910人から10,096人へと増加しており少子高齢化が進行しています。

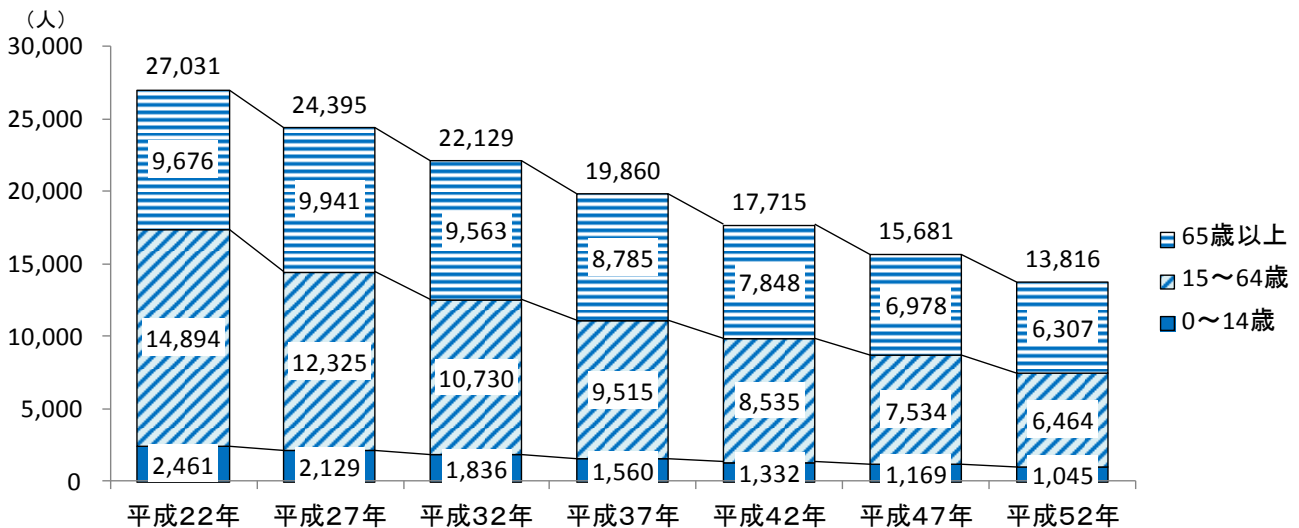
■人口と高齢化率



資料：市民生活部（各年度10月1日現在）

今後も人口の減少や少子高齢化が進行することが予測され、国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、平成37年では、人口は19,860人、0～14歳人口は1,560人となっています。

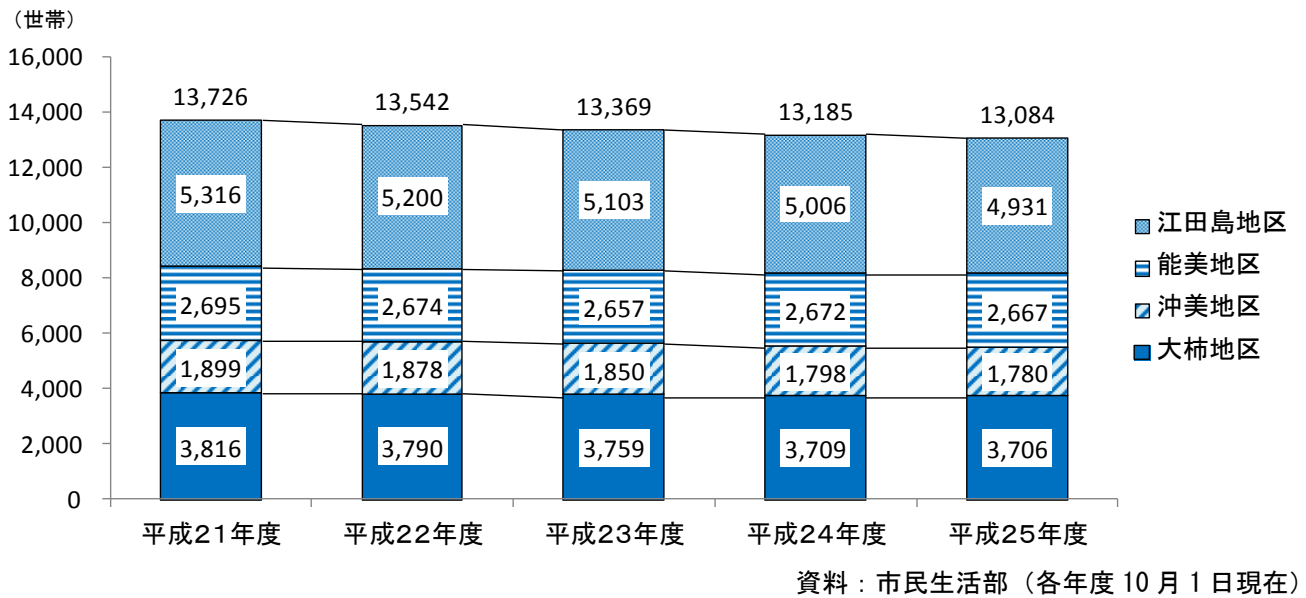
■将来推計人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）

世帯数は、平成 21 年 10 月 1 日の 13,726 世帯から平成 25 年 10 月 1 日の 13,084 世帯へと 642 世帯減少しています。

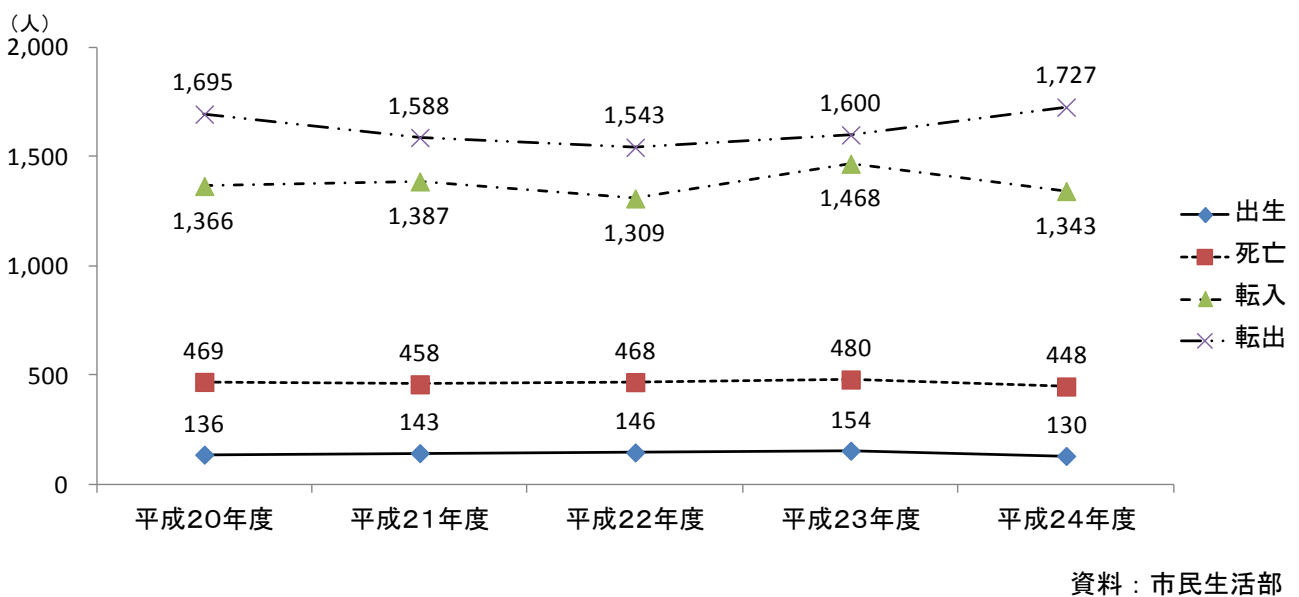
■世帯数の推移



平成 24 年度の人口動態をみると、自然動態については、出生は 130 人、死亡は 448 人となっています。

また、社会動態については、転入は 1,343 人、転出は 1,727 人となっています。

■人口動態の推移

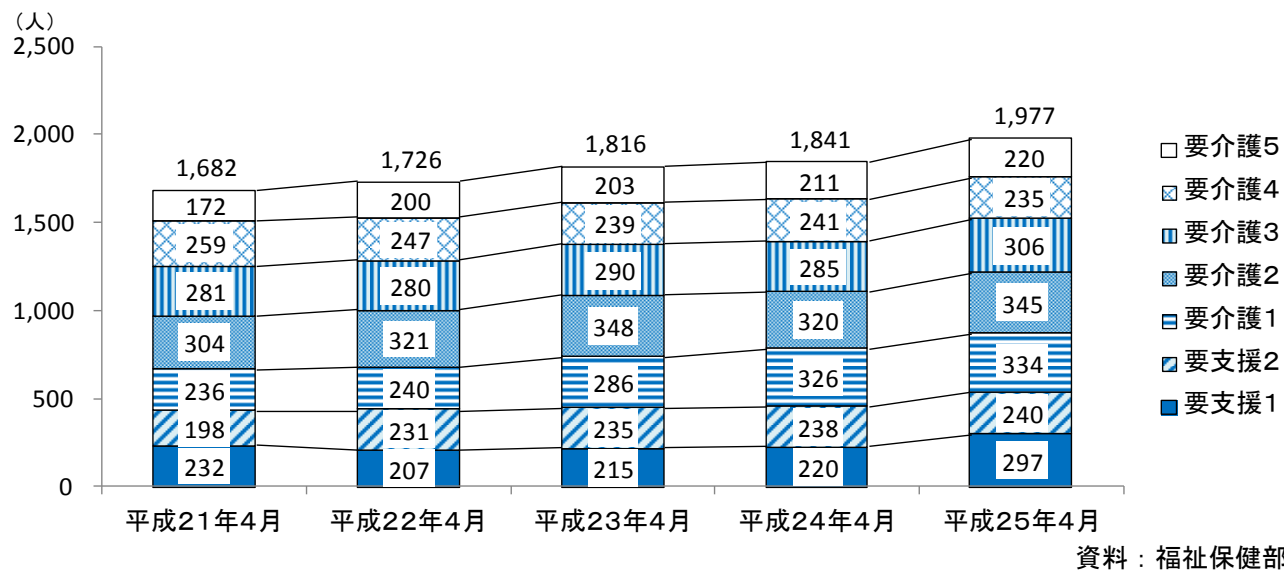


[2] 支援を必要とする人の状況

1 高齢者の状況

要支援・要介護認定者数は、平成21年4月の1,682人から平成25年4月の1,977人へと295人増加しています。

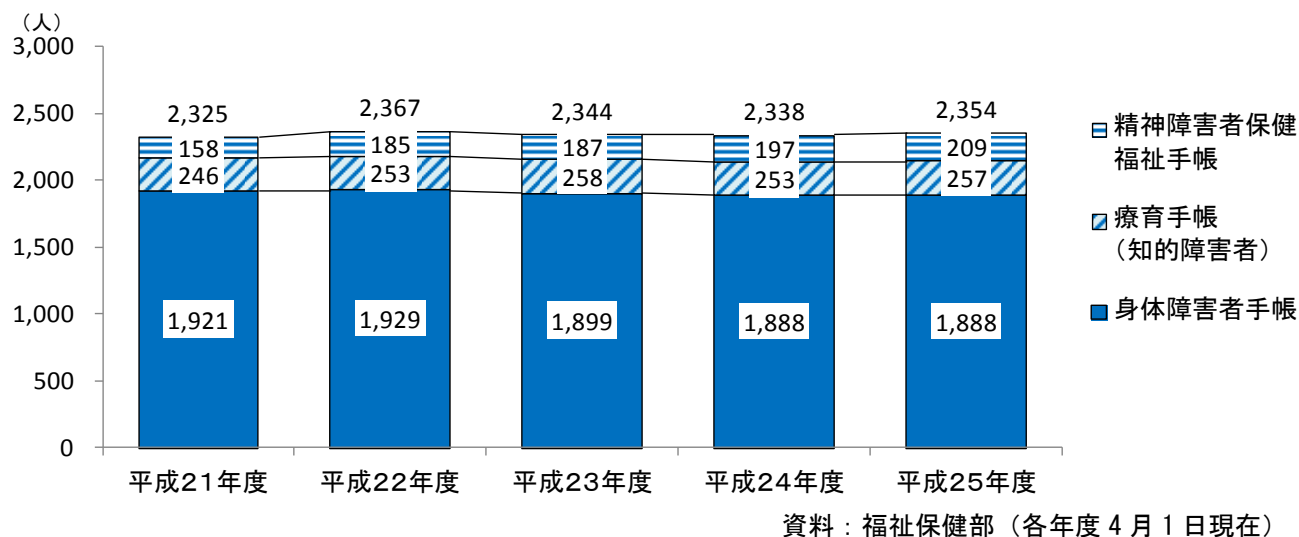
■要支援・要介護認定者数の推移



2 障害者の状況

障害者手帳所持者数は、年度により増減がありますが、平成21年度以降は2,350人程度で推移しています。

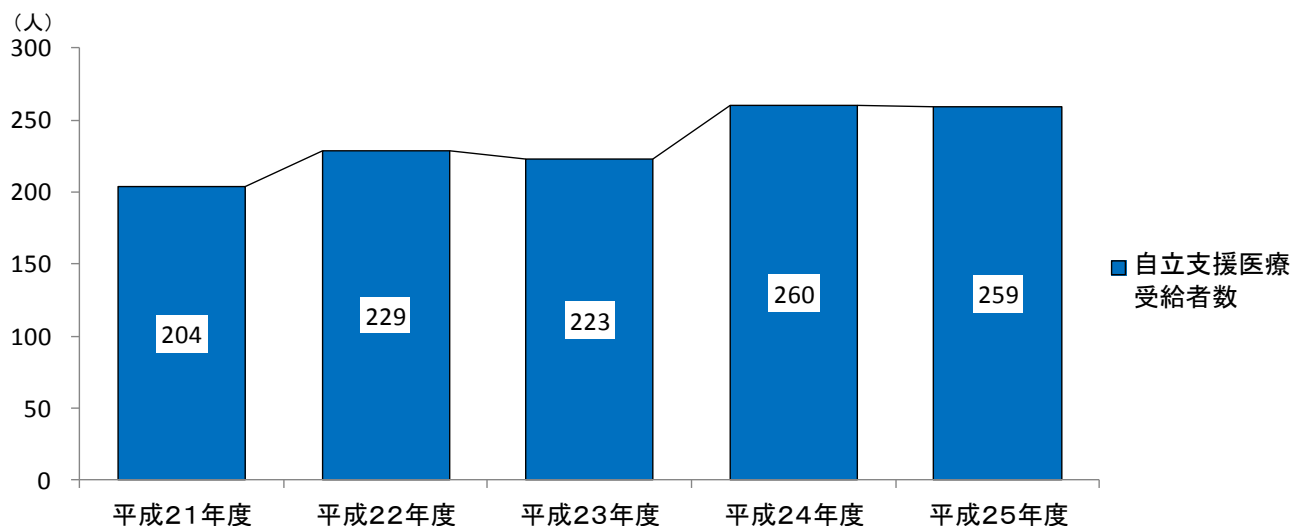
■障害者手帳所持者数の推移



3 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療受給者数は、平成 21 年度の 204 人から増加傾向にあり、平成 25 年度では 259 人となっています。

■自立支援医療受給者数の推移

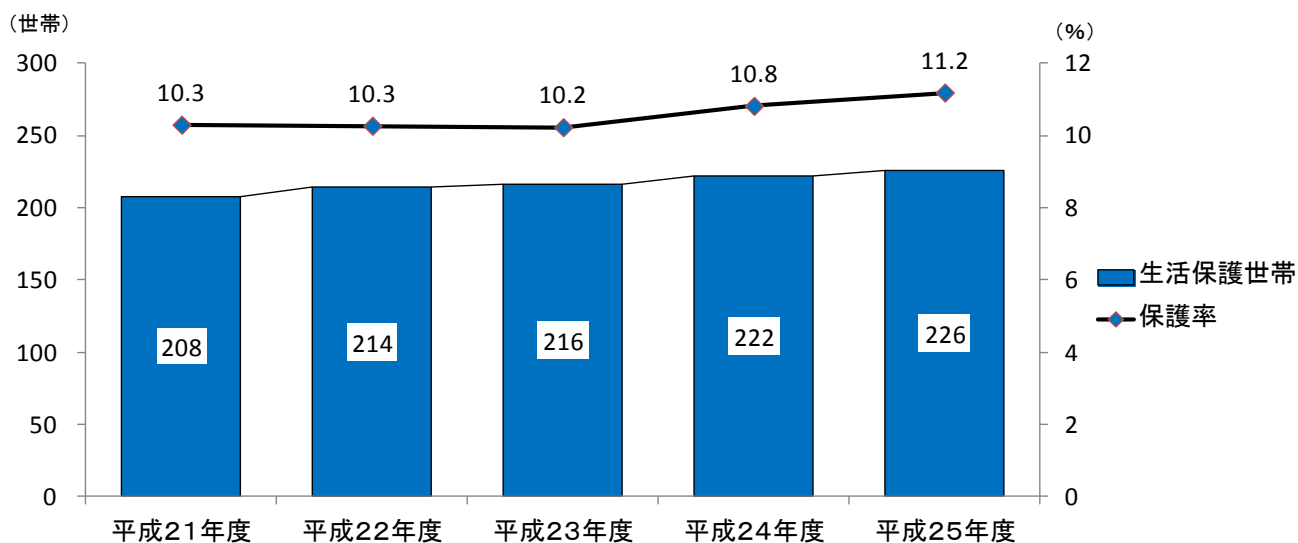


資料：福祉保健部（各年度 4 月 1 日現在）

4 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は、平成 23 年度以降増加傾向にあり、平成 25 年度は、世帯数は 226 世帯、保護率は 11.2%となっています。

■生活保護世帯数の推移



資料：福祉保健部（各年度 4 月 1 日現在）

5 保育園児童数

保育園児童数は、年度により増減がありますが、平成20年度以降は480人程度で推移しています。

■保育園児童数の推移

(単位：か所，人，%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
保育園数	12	11	11	11	11	11	
定員数	660	660	585	585	585	585	
入園児童数	504	471	450	493	489	474	
定員に対する入園率	76.4	71.4	76.9	84.3	83.6	81.0	
	0歳児	5	4	3	7	10	4
	1歳児	38	31	40	32	37	38
	2歳児	66	54	49	68	64	56
	3歳児	96	119	96	101	90	108
	4歳児	145	118	143	144	143	131
	5歳児	154	145	119	141	145	137

資料：福祉保健部（各年度4月1日現在）

6 小学校児童数

小学校児童数は、平成20年度の1,085人から平成25年度の914人へと減少傾向となっています。

■小学校児童数の推移

(単位：か所，人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
小学校数	10	9	9	9	8	8	
教職員数	135	128	122	124	113	123	
児童数	1,085	1,050	1,006	962	937	914	
	切串小学校	80	76	73	69	74	72
	江田島小学校	276	274	271	273	296	298
	高田小学校	69	69	59	51	51	51
	中町小学校	110	98	97	87	100	95
	鹿川小学校	112	114	107	109	105	103
	三高小学校	94	91	90	95	83	82
	大古小学校	185	211	200	188	181	170
	大君小学校	41	-	-	-	-	-
	柿浦小学校	61	59	55	47	47	43
	飛渡瀬小学校	57	58	54	43	-	-
教員1人当たりの児童数	8.0	8.2	8.2	7.8	8.3	7.4	

資料：教育委員会（各年度5月1日現在）

7 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用児童数は、平成 20 年度の 207 人から平成 22 年度の 226 人へと増加がみられましたが、平成 23 年度以降は減少傾向を示しており、平成 25 年度では 187 人となっています。

■放課後児童クラブの推移

(単位：か所、人)

実施場所		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学級数 (クラブ数)		9	9	9	9	9	8
利用児童数 (人)		207	204	226	197	204	187
切串留守家庭 子ども会いるかクラブ	切串小学校	12	10	19	11	16	14
学童保育つばめ 子ども会	旧幼稚園	31	41	51	48	59	51
高田児童クラブ	高田児童館	22	23	25	15	14	14
なかよし児童クラブ	中町児童館	21	19	22	25	28	21
わんぱくクラブ	鹿川小学校	33	30	37	36	38	28
三高児童クラブ	三高小学校	35	28	24	19	11	16
大古児童会	大古小学校	23	24	27	21	23	27
あけぼの児童会	厚生文化センター	15	14	13	15	15	16
ひとのせ児童会	飛渡瀬老人集会所	15	15	8	7	0	-

資料：教育委員会（各年度 5 月 1 日現在）

8 中学校生徒数

中学校生徒数は、平成 20 年度の 549 人から平成 25 年度の 475 人へと減少傾向となっています。

■中学校生徒数の推移

(単位：か所、人)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
中学校数		5	4	4	4	4	4
教職員数		85	69	74	73	73	74
生徒数		549	536	537	538	512	475
	切串中学校	44	-	-	-	-	-
	江田島中学校	143	173	175	174	180	167
	能美中学校	175	181	183	180	157	143
	三高中学校	33	44	47	40	42	42
	大柿中学校	154	138	132	144	133	123
教員 1 人当たりの生徒数		6.5	7.8	7.3	7.4	7.0	6.4

資料：教育委員会（各年度 5 月 1 日現在）

[3] 社会福祉協議会の活動

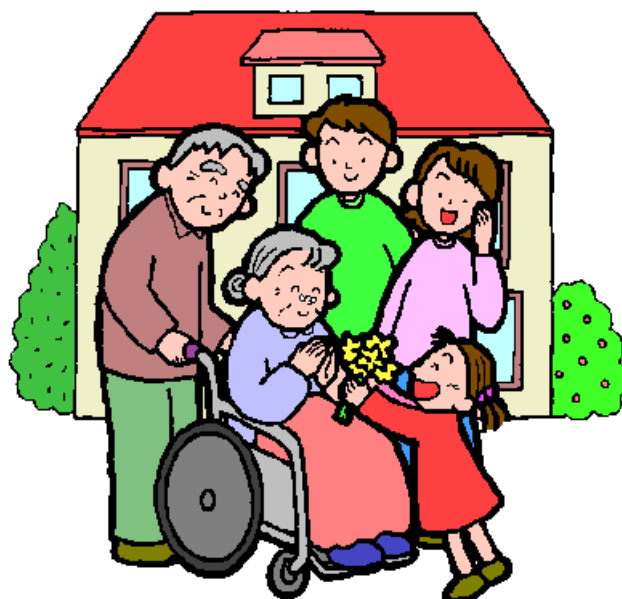
江田島市社会福祉協議会は、市民の協力や理解、行政の支援、各種関係機関の協力を得ながら、地域の一人ひとりが抱えている悩みや課題を地域全体の課題として捉え、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現に向けて活動している社会福祉法人です。

市社会福祉協議会では、平成 19 年に「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に関わる様々な活動を展開してきましたが、その取組を発展させるため、平成 25 年 3 月に「第二次地域福祉活動計画」を策定しています。

■主な地域福祉事業

事業区分	事業内容
地域福祉事業	
小地域福祉活動推進事業	市の地域活性化支援員と協働し、住民の主体的な取組による小地域の福祉活動の活性化を促すことにより、市民協働・地域ぐるみの福祉の推進を図っています。
安心生活創造事業	地域内の「誰からも支援を受けられない人」に対し、地域組織と協働し基盤支援を行うことで誰も見逃さない地域づくりを推進しています。
地区社協の育成	地域福祉課題を把握し、解決に向け活動する地区社協の充実を図るとともに、市内全域における組織化を図っています。
えがおえたじま応援センター	福祉課題を基本に、環境、保健、まちづくり等のボランティアの育成や活動を推進しています。
ふれあい・いきいきサロン事業	「ふれあい・いきいきサロン」を通じた地域住民参画による小地域での近隣互助活動を推進しています。特に、常設サロンの普及啓発について積極的に取り組んでいます。
しおかぜネット	介護保険サービスに含まれないような、住民の「ちょっとした困りごと」を、社会福祉協議会に登録しているボランティアの「しおかぜさん」にお手伝いしてもらうサービスです。
被災者生活サポートボラネット事業	災害等の緊急時に、被災者への生活サポート活動を迅速に行うことができるよう関係機関・団体等が相互のネットワークを強化し、それぞれの特性を活かした効果的な支援体制づくりを推進しています。
出会い支援事業	社会福祉協議会が事務局となり、商工会や観光協会・その他事業賛同者等で企画運営委員会を設置し、市内の未婚の男女の出会いをサポートすることにより、将来の江田島市の活性化と定住促進を目指しています。

事業区分	事業内容
在宅福祉サービス事業	
高齢者介護サービス事業	関係機関と連携し「地域包括ケア」を積極的に推進するとともに、社会福祉協議会らしさを生かした高品質のサービス提供により利用者との信頼関係を深め、多くの利用者の獲得を目指すとともに、事業運営に必要で適切な利益を確保します。
障害者生活支援センター事業	障害をもった人が地域で安心して生活が送れるように各種制度に基づいた総合的な支援や相談援助を行います。
江田島市老人施設等連絡協議会の事務局としての機能強化	連絡協議会の事務局として、会員相互の連携・人材確保・研修等を実施するほか、「地域包括ケア体制」の中核組織としての役割を担えるよう機能強化を図っています。
相談・権利擁護など総合的な支援事業	
総合相談事業	日常生活上の困りごとなどの把握や問題解決に取り組んでいます。
心配ごと相談事業	司法書士など専門職による相談会を開催します。
権利擁護センターえたじま運営事業	認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分なために権利が侵害されないよう、専任の相談員（社会福祉士）が本人の意思を尊重し、問題解決に向けて支援します。
福祉サービス利用援助事業「かけはし」	一人でものごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをして、安心して暮らせるよう支援します。
法人後見事業	ものごとを適切に決めることが一人では難しくなった場合に、ご本人の思いを大切にしながら、財産や生活について重要なことを決める人として社協が家庭裁判所の専任を受け、本人を支援します。



■「地域福祉活動計画」の概要（江田島市社会福祉協議会策定）

第二次地域福祉活動計画は、計画のキャッチフレーズ『えがお たくさん じぶんたちで まちづくり』を目指すため、4つの基本計画と推進強化方策を掲げ、生活に密着した地域福祉の推進に努める計画です。【計画の期間：平成25年度～平成29年度】

キャッチフレーズ

「えがお たくさん じぶんたちで まちづくり」

	課題	推進事項	期待する効果
基本計画①	「情報をもっと知りたい！」に答えるために ～社協の活動を知ってもらおう	<ul style="list-style-type: none"> 知ってもらえる場をつくる 広報活動を充実させる 	<ul style="list-style-type: none"> 「福祉」のことを身近に感じてもらえるようになる。 何かあればとりあえず「社協」へ相談してもらえるようになる。
基本計画②	「地域内でもっと交流したい！」に答えるために ～住民同士が交流できるようにしよう	<ul style="list-style-type: none"> 気軽に集える場をつくる ボランティア同士が交流できるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 地域内における「孤独」「孤立」の解消。 江田島市の「地域活性化」につながっていく。
基本計画③	「もっと活動者を増やしたい！」に答えるために ～地域内で福祉活動ができるようにしよう	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動を充実させる 活動を学ぶ場をつくる 活動をPRする 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア人口の増加、ボランティア活動の活性化。 困りごとを「助けて」と言いやすい地域になる。
基本計画④	「地域で安心して生活したい！」に答えるために ～住民の生活を支えよう	<ul style="list-style-type: none"> 気軽に集える場をつくる ボランティア同士が交流できるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の自発的、自主的な福祉活動が活発になる。 フォーマル、インフォーマルなサービスが充実する。 災害時でも助け合える関係が築ける。 住み慣れたまちで安心して暮らすことができる。

【推進強化策】市行政との連携と市社協法人運営の強化

- (1) 市行政との連携
- (2) 適正な人員配置と人材育成の推進
- (3) 事業所間の連携を取り、要支援者を包括的に支えることのできる体制づくりの構築
- (4) 自主財源確保の取組
- (5) 理事会・評議員会の活性化

〔4〕 福祉に関わる地域活動団体

1 自治会

自治会は、地域住民の総意に基づき、住みよい地域づくりを目指す団体で、コミュニティづくりの中心的な担い手です。地区ごとに江田島町自治会連合会（13自治会）、能美町自治会連合会（3自治会）、沖美町自治会連合会（10自治会）、大柿町自治会連合会（5自治会）があり、さらに江田島市自治会連合会がそれらの相互連携を図っています。

活動内容として、子どもの登下校の見守りや清掃活動、高齢者の見守り、地域の祭りを開催する等の親睦・ふれあい活動、回覧板を配布する広報活動などを行っています。

2 女性会

地域の女性による自主的な活動団体として女性会支部が活動しており、連携・統括組織として江田島市女性連合会が組織されています。

地域の女性会として、それぞれが特色を生かし、伝承行事の協力や隣近所への声かけ、見守り活動、清掃活動などを行っています。

3 老人クラブ

老人クラブは、地域を基盤とする概ね 60 歳以上の高齢者による自主的な組織であり、江田島町、能美町、沖美町、大柿町の 4 地区に連合会が組織され、江田島市老人クラブ連合会が統括しています。

活動内容として、地域の清掃や交通安全運動への協力、子どもの見守り、友愛訪問活動、趣味など生きがいを高める活動、地域の行事やサロンへの協力などを行っています。

4 民生委員児童委員協議会

民生委員児童委員は、社会福祉の精神をもって、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行う人たちで、民生委員法に基づく公的身分をもち活動しています。また、4 地区に法で定められた民生委員児童委員協議会が設置されており、相互連携・調整を図るため、江田島市民生委員児童委員協議会が組織されています。

民生委員児童委員の役割は、概ね次のとおりです。

- 市民に対する実状把握及び相談
- 社会福祉事業者等との連携
- 福祉事務所等の関係行政機関に対する協力
- その他住民の福祉の増進を図るための活動

5 P T A ・子ども会

P T Aは、児童・生徒のより良い教育環境の整備・充実を目的として、各小・中学校の保護者と教員によって構成される団体で、連携組織として江田島市P T A連合会があります。子どもたちが学校・家庭・地域の中で心豊かに育つよう、交通安全街頭指導や正門挨拶運動、P T A新聞の発行、教育講演会の開催などを行っています。

また、子ども会は小学校区で組織され、保護者や育成者・指導者のもと、子どもの健全育成を目的として、異年齢の子どもが集まる団体で、連携組織として江田島市子ども会連合会があります。地域の様々な住民活動と密接に結びついて、地域ぐるみの青少年健全育成活動を行っています。

6 ボランティア・N P O法人

社会福祉協議会により有償ボランティア「しおかぜネット」が組織化されています。

このほかのボランティア活動としては、手話通訳や絵本の読み聞かせなどのグループがあります。

また、市内には、N P O団体として、まちづくりの推進を図ることを目的とした団体や、保健、医療または福祉の増進を図ることを目的とした団体などが特徴的な活動を行っています。

7 シルバー人材センター

江田島市シルバー人材センターは、60歳以上の高齢者に臨時的、短期的な就業を提供することを通じて、高齢者等の健康で生きがいのある生活と地域福祉の向上に貢献しています。買い物や食事の支度など家事全般の手伝い、留守番、除草作業や植木の手入れなどの仕事をしています。

また、70歳以上の夫婦のみ世帯の方、70歳以上の一人暮らしの方、一人暮らしで障害をもつ方の家庭に対する生活支援サポート事業を行っています。

8 福祉サービス提供事業者

市内の障害福祉サービス事業者は9事業者、介護サービス提供事業者は35事業者、高齢者福祉施設は7か所、児童福祉施設は2か所となっています。

[5] ワークショップのまとめ

様々な分野で地域活動を実践している人々に集まっていただき、地域における優れている点や課題を抽出し、市民・関係団体・行政ができる取組について意見を交換するためにワークショップを開催しました。

1 江田島市の良いところ

- 隣近所で相互扶助の気持ちが強い。
- 地域で高齢者との交流がある。
- サロン活動が盛んである。
- デイサービス、ショートステイなどが充実している。
- お互いに思いやりのあるまちづくりがされている。

2 江田島市の課題

- 地域の活動に若い人が少ない。
- 空き家が多く、隣近所付き合いが難しくなっている。
- 隣近所の人間関係の希薄化もあり、支援の必要性など聞いても、中には「放っておいてほしい」「自分たちでなんとかする」などと言われることが多い。
- 高齢者の憩いの場がない。
- 外国人労働者に対する支援が不足している。
- 通院や買い物など、公共交通機関の便が少なく不便である。
- 狭い道が多い。
- 児童会の時間延長、土曜日開所を増やす必要がある。
- 保育所・幼稚園等の子育て事業を大事にしてほしい。
- 保健・医療・福祉サービス提供体制の整備が必要である。
- 行政は、具体的な対策を、広報等で知らせることが必要である。
- 窓口や相談する場所がわからない。
- 避難場所がわかりにくく、場所が不便で高齢者は避難が困難である。

[6] 小地域福祉活動の活動状況

社会福祉協議会では、お互いの顔が見える関係づくりに重点を置き、おおむね自治会単位の範囲で、個人の困りごとを個人に留めることなく、地域全体で支え合い助け合う「小地域福祉活動」を推進しています。

地域内の『仲間づくり』や『出会いの場づくり』を応援する場として、市内 65 か所で「ふれあい・いきいきサロン」が運営されています。

◆ふれあい・いきいきサロン一覧（平成 25 年 11 月 1 日現在）◆

<江田島町>

	地区名	会の名前	開催場所
1	中郷	中郷 常磐会	中郷コミュニティホーム
2	向側	向側スマレ会	向側コミュニティホーム
3		お休み処	
4	矢ノ浦	矢ノ浦ふれあいサロン	矢ノ浦老人集会所
5	山田	山田いきいきサロン	山田コミュニティホーム
6	鷺部	スカイグループ	鷺部公民館
7		カトレアの会	
8		ひまわりクラブ	
9	江南	サロン菜の花会	江南ふれあいセンター
10	秋月	秋月いこいの会	秋月公民館
11		秋月バラの会	
12	小用	幸せクラブ	小用コミュニティ
13		にしきクラブ	
14		小用ひまわり会	
15	切串	お元気サタデー	旧切串中学校グラウンド
16		桜の会	切串公民館
17		健やか会	
18		楠会	大歳神社
19	幸ノ浦	幸ノ浦ふれあいサロン	幸ノ浦老人集会所
20	大須	第 1 サロン	大須公民館
21		めだかの学校	
22		さくらサロン	
23	津久茂	虹の会 1	津久茂児童館
24		虹の会 2	
25		サタデーサロン	
26	宮ノ原	大原ふれあいサロン秋麗会	大原老人集会所
27		宮ノ原サロン	宮ノ原コミュニティ

<大柿町>

	地区名	会の名前	開催場所
1	深江	ふかえいきいきサロン	深江ふれあいセンター
2		新開ふれあい交流会	新開老人集会所
3	大君	にこにこ会	浄円寺
4	柿浦	竹の子の会	大柿厚生文化センター
5		笑福亭	ふれあいサロン笑福亭
6	飛渡瀬	サロンえべっさん	内海集会所
7		よりんさいや	徳永さん宅

<能美町>

	地区名	会の名前	開催場所
1	高田 沖	ひまわり会	高田公民館
2	高田 中	いきいきサロン中・畑	
3	高田 名高地	高南いきいきサロン	
4	高田 下井田	いきいきサロン下井田	
5	高田 小方	えびすサロン	
6	高田 間所	間所サロン	
7	高田 空	いきいきサロン空	
8	高田 宗崎	清和会いきいきサロン	宗崎地区サロン
9	中町 高下	高下サロン	高下会館
10	中町 見浪	見浪いきいきサロン寿会	中町公民館
11	中町 迫田	いこいのつどい	迫田会館
12	鹿川 1 支部	長寿会	松本さん宅
13		活々会	鹿川老人集会所
14	鹿川 4 支部	4 支部生き生きサロン	鹿川文化センター
15	鹿川 5 支部	荒神サロン	鹿川公民館
16	鹿川	大矢サロン	鹿川浄化センター
17	鹿川 6 支部	さくらんぼ	鹿川文化センター

<沖美町>

	地区名	会の名前	開催場所
1	岡大王	希望会	沖老人集会所
2	畑	笑う会	旧沖小学校
3	是長	ほほえみ会	若葉荘
4		たんぽぽの会	
5	美能	美能お笑いサロン	美能老人集会所
6	高祖	ゆうゆうサロン	高祖多目的集会所
7		お楽しみクラブ	
8		たんぽぽ	
9	三吉	あったかサロン	三高会館
10		仲間会	奥多目的集会所
11		コスモス会	三高老人集会所
12		つくし会	
13		三高おしゃべり広場	三高会館(保育所)
14		おおぞらサロン	三高会館(高祖多目的集会所)

27 サロン(江田島町)+7 サロン(大柿町)+17 サロン
(能美町)+14 サロン(沖美町)=65 サロン(江田島市全体)

[7] 第一次地域福祉計画の評価

第一次地域福祉計画における「地域福祉に関する意識啓発」「地域福祉の担い手の育成・地域福祉活動の充実」「集いの場づくり」「安全・安心のまちづくり」の各分野における進捗状況は次のようになっています。

1 地域福祉に関する意識啓発

- 市では、市ホームページに地域福祉に関する記事を掲載するとともに、高齢者・障害者等の
人権問題、男女共同参画などについての学習会を実施しました。
- 市では、社会福祉協議会が実施している「地域まるごと福祉教育推進事業」に対する支援を
行いました。
地域まるごと福祉教育推進事業では、地域の清掃活動に参加し、大人と子どもがふれあいな
がら活動する場を設けるとともに、介護保険事業の職場体験を通じて高齢者との交流を図って
います。

2 地域福祉の担い手の育成・地域福祉活動の充実

- 市では、社会福祉協議会が実施している「ふれあい・いきいきサロン活動事業」「しおかぜネ
ット事業」「えがおえたじま応援センター事業」に対する支援を行いました。
ふれあい・いきいきサロン活動事業では、地域の集いの場を提供しサロン活動の支援を行う
とともに、しおかぜネット事業では、住民の個別の困りごとを助け合える環境づくりを行って
います。
また、えがおえたじま応援センター事業では、ボランティア活動をしやすい環境づくりや、
近隣の互助活動の推進やボランティアの育成を図っています。

3 集いの場づくり

- 市では、社会福祉協議会が実施している「ふれあい・いきいきサロン活動事業」に対する支
援を行うとともに、公共施設の利用条件を緩和するなど活動の場としての公共施設等を有効活
用してきました。
「ふれあい・いきいきサロン活動事業」では、各地域でサロンを開催し、活動の充実に努め、
世代間の交流を推進しています。

4 安全・安心のまちづくり

- 市では、公共建築物や歩行者空間、公園緑地などのバリアフリー化とユニバーサルデザイン
を導入し、道路・街路樹・公園緑地等の管理、清掃などの住民参加を推進することで、道路・
河川のアダプト制度の実施が17団体と増加しました。しかし、さらなる参加団体の増加が難し
く、実施地区の拡大ができない状況があります。

[8] 本市における課題のまとめ

統計データやアンケート調査、ワークショップなどをもとに、本市の地域福祉をめぐる課題を次の5つに整理しました。

1 支え合いの気運づくり

本市においては、自治会活動や市内各地におけるサロン活動、民生委員児童委員の訪問などが実施されています。しかし、地域での交流の場に参加しない人や支援を拒む家庭への活動が難しい状況であり、一人ひとりに対する支援の必要性を把握し、支援する方法のあり方が問題となっています。

2 人口減少時代における担い手の不足

全国的に、少子高齢化や人口減少が進む中、本市においても、高齢者のみ世帯や一人暮らし世帯、子育て世帯など支援を要する世帯が増加しています。

江田島市に住むすべての人々が、安全で快適に生活できるための地域福祉活動を推進する上で、行政や各種団体の取組だけではなく、市民一人ひとりの取組が重要です。

そのため、地域福祉活動の重要性を周知し意識啓発を行うとともに、実際に地域福祉活動を担う人材の育成を図ることが求められています。

3 情報提供・相談体制の充実

すべての市民が住み慣れた地域において安心して生活するためには、支援を必要とする人が、子育て世帯、高齢者、障害者など個別計画に基づく各種サービスを適正に活用できる仕組みづくりが必要です。

また、多種多様である市民の支援ニーズを把握し、様々な相談に適切に対応できるよう、個々の相談機能を充実するとともに、関係機関のネットワークの整備に努める必要があります。

さらに、効果的にサービスを受けるため、様々な媒体を用いたわかりやすい情報提供が求められます。

4 緊急時に対応できる体制づくり

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、災害時の避難体制や災害時要援護者への見守り体制への関心を高めることとなりました。

本市においても、緊急通報システムが設置されていない世帯や災害時に避難が困難である世帯が数多いことから、現在実施している安心生活創造事業をさらに推し進め、地域における支援体制の構築に努める必要があります。

5 生活しやすい交通環境の整備

本市の地形は、変化に富んだ海岸線や平地、丘陵地、山地などの多様な地形条件となっており、高齢者や障害者などの買い物や通院などの移動手段が課題となっています。

現在、市では市内路線バスや予約型乗合タクシー「おれんじ号」を運行していますが、市民ニーズへの対応、少子高齢化への対応などの観点から公共交通の充実が求められます。



第3章 計画の基本的な考え方

〔1〕 計画の基本理念

本市では、「江田島市地域福祉計画」に基づき、安心生活創造事業や協働のまちづくりと連動しながら、地域の住民同士が出会い、交流し、話し合うことでタテではなくヨコにつながる、新たな形のコミュニティの再生を目指した取組を行ってきました。

しかしながら、核家族化の進行や、人口減少や少子高齢化が急速に進むことによって、地域のコミュニティ活動の維持が困難になっている現状があります。

今後は、子どもから高齢者まで、すべての市民がいきいきと輝き、将来もこのまちに住み続けることができる魅力あるまちづくりを進めることが必要とされています。そのため、少子高齢化時代の福祉の充実を図るため、江田島市地域福祉計画で目指す将来像を第一次計画から引き続き、次のとおりとしました。

～江田島市地域福祉計画の基本理念～

“お互いさま”でつながる

新たなえたじまコミュニティ



[2] 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の4つを基本目標として掲げ、施策の柱とします。

基本目標1 地域で支えあう環境をつくろう

市民みんなの暮らしをみんなで支え合うため、市民が主体となった地域福祉活動の展開を目指すとともに、福祉意識の醸成、人材の確保を進め、地域で支えあう環境整備を目指します。

基本目標2 地域で、集い、話し、学べる場をつくろう

地域の中には何らかの生活課題を抱え、支援を必要とする人が多くなっています。そのため、小地域福祉活動の発展や地域福祉の拠点整備を目指します。

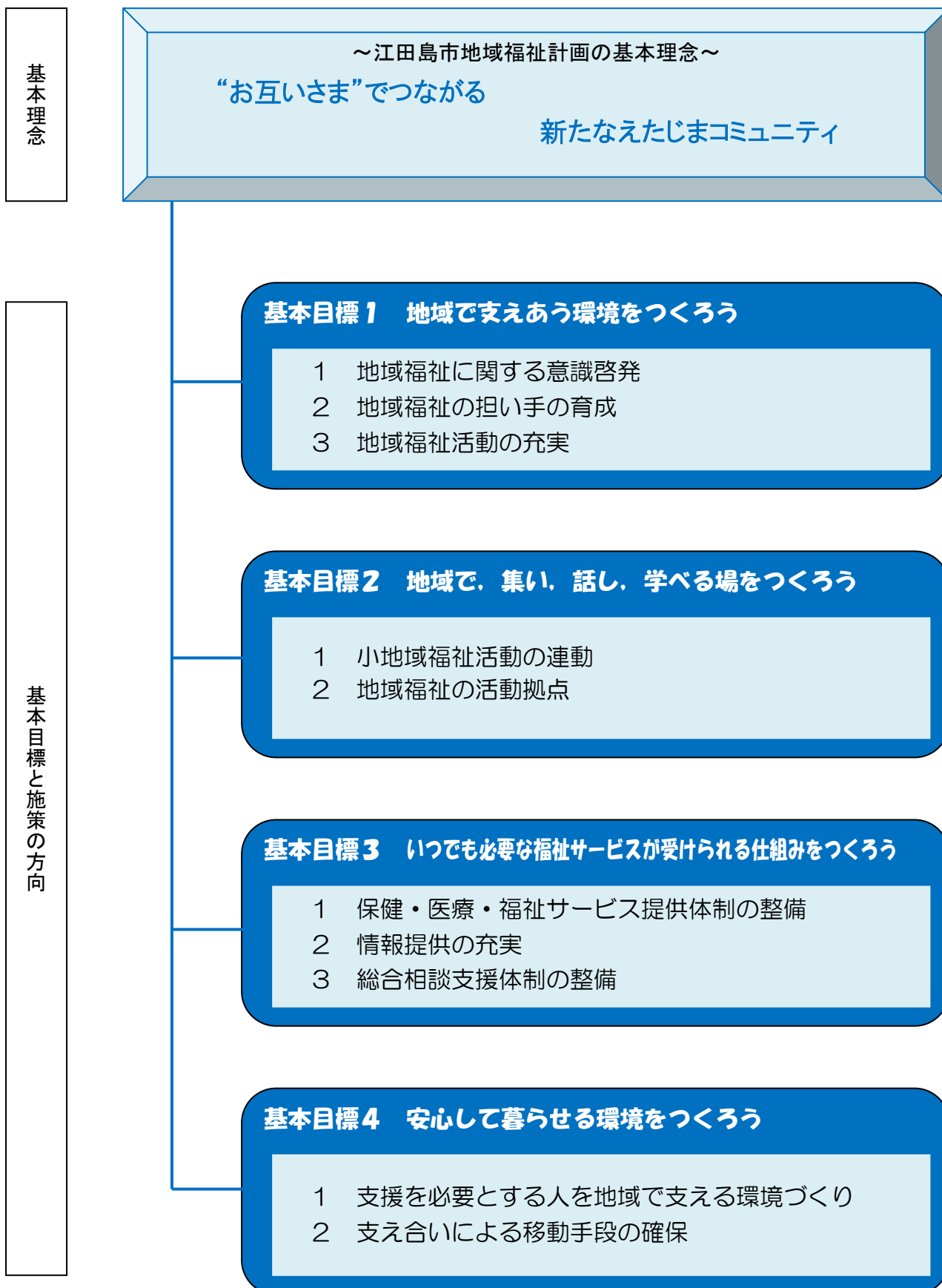
基本目標3 いつでも必要な福祉サービスが受けられる仕組みをつくろう

地域での暮らしを支えるため、各種の福祉サービスを有効に活用する仕組みとして、だれもが適切に福祉関連の情報を入手できる体制を整えるとともに、身近な地域で必要な福祉サービスを利用できる体制の整備、福祉サービスの提供体制の充実と質の向上、総合相談体制の整備を目指します。

基本目標4 安心して暮らせる環境をつくろう

だれもが安全で快適に暮らせる環境を創出するため、平常時・災害時における安全の確保、地域安全対策や交通手段の確保を目指します。

[3] 計画の体系



第4章 基本目標ごとの取組

基本目標1 地域で支えあう環境をつくろう

[1] 地域福祉に関する意識啓発

■取組の方向

地域福祉とは、何らかの支援を必要としている人たちが抱える生活上の課題を、自分たちが住んでいる“地域”という場所を中心に、互いに助け合い、支え合うことで、暮らしやすいまちづくりを進める取組です。

市では、ホームページによる意識啓発を図り、高齢者や障害者などの人権問題、男女共同参画などについての学習会の開催や、社会福祉協議会が実施する「地域まるごと福祉教育推進事業」への支援などを実施してきましたが、それらすべての活動が地域に根付いたわけではありません。

今後は、市民が、地域社会の一員として地域福祉活動に関心を持ち、積極的に参加していくよう、地域福祉の意識啓発を図ります。

◆各主体の役割分担◆

取組主体	取組の例
市民一人ひとりが 努力すること	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉に関する講座やボランティア等に積極的に参加し、福祉意識の向上につなげます。・テレビや書籍、各種の講座など様々な媒体を活用し、地域福祉に関する知識や情報を身につけます。
地域が協力して 実現すること 地域住民，地域活動 団体，社会福祉協議 会，事業者，企業 など	<ul style="list-style-type: none">・地域まるごと福祉教育推進事業などを活用し、地域の大人と子どもがふれあい、ともに育ち合う取組を進めます。・もっとまるごと福祉共育創造事業を推進し、子どもと大人が交流できるイベントを開催し、子どもたち自身が、地域の課題に対して支援活動を行う環境を醸成します。・声かけやあいさつ、近所付き合いや見守りなどを大切にする地域づくりを進めます。
行政が推進して いくこと	<ul style="list-style-type: none">・学校などの関係機関と連携し、学童期からの福祉意識の向上に努めます。・広報誌、市ホームページ、本計画の概要版等を活用し、福祉や人権に関する意識啓発に努めます。・生涯学習活動として、地域福祉活動に関する講座を充実し、地域住民の意識向上を図ります。

[2] 地域福祉の担い手の育成

■取組の方向

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域に目を向け、地域の問題を自分の問題としてとらえ、問題の解決に向けて市民相互の協力体制が構築されることが必要です。

市では、社会福祉協議会などの各種団体と連携し、地域の集いの場を提供しサロン活動の支援を行う「ふれあい・いきいきサロン活動事業」や、住民の個別の困りごとを助け合える環境を作り、活動の支援を行う「しおかぜネット事業」、ボランティア活動をしやすい環境づくりやボランティアの育成を行う「えがおえたじま応援センター事業」を支援してきました。

今後も、今まで身近な地域での活動に関わる機会がなかった人にも参加してもらえるよう、地域福祉の担い手・リーダーとなる人材発掘・人材育成を推進します。

◆各主体の役割分担◆

取組主体	取組の例
市民一人ひとりが努力すること	<ul style="list-style-type: none"> • 自治会に加入します。 • 行政や社会福祉協議会・各種団体が開催するイベントに、家族や隣近所の人と誘い合わせ積極的に参加します。 • これまでに培った経験や技術を、地域活動に役立てます。
地域が協力して実現すること <small>地域住民, 地域活動団体, 社会福祉協議会, 事業者, 企業など</small>	<ul style="list-style-type: none"> • 各種の機会を通じて、ボランティアや地域福祉活動に関する情報の発信を行います。 • ボランティア活動を充実させるため、定期的にボランティア講座を開催します。 • 独身の男女が交流できるイベントを開催するなど江田島市出会い支援事業を推進し、定住促進・地域活性化を図ります。 • 団塊の世代や現役で働いている人も気軽に地域活動に参加できるよう、誰でも参加しやすいイベントのあり方や雰囲気づくりに努めます。 • 新たな自主サークルやボランティア団体などの発足を支援するとともに、既存団体は、活動内容等の充実にも努め参加者の増加を図ります。
行政が推進していくこと	<ul style="list-style-type: none"> • 民生委員児童委員やボランティアによる活動を支援し、活動しやすい環境整備に努めます。 • 高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを推進します。 • 各種の行事や交流の機会において、多くの人に参加できる取組や支援について工夫します。 • 団塊の世代や現役で働いている人を対象とした啓発活動や講演会等を開催します。 • NPOなどの発足を支援します。

[3] 地域福祉活動の充実

■取組の方向

地域においては、地域福祉を推進する柱である社会福祉協議会のほか、自治会、女性会、老人クラブ、民生委員児童委員協議会、PTA、子ども会、ボランティア・NPO等の団体が、多様な活動を行っています。

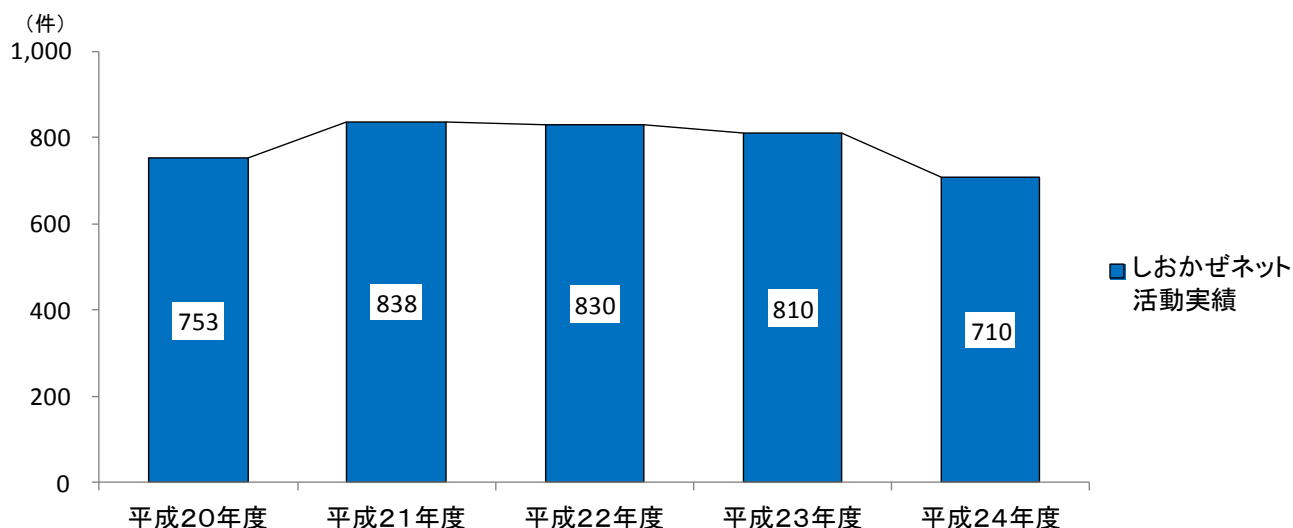
市では、社会福祉協議会などの各種団体と連携し、利用者に対する趣旨説明、応援会員交流会の開催などを行う「しおかぜネット事業」、他地区のサロンとの交流を促進し、サロン世話人会議の開催、サロン先進地への視察研修などを行う「いきいきサロン活動」、ボランティア研修の実施などを行う「えがおえたじま応援センター事業」を支援してきました。

ワークショップでの意見では、「自治会を中心に女性会・老人会の活動の活性化が必要」「各種団体の連携が取れておらず、地域福祉活動を推進する際に支障をきたしている」など、地域福祉活動を実践する各種団体の連携強化が望まれています。

そのため、それらの団体が、それぞれの役割を明確にして互いに連携を図るとともに、情報を共有し、協働して地域福祉活動に取り組むことができるネットワークづくりを進めます。

また、各種の福祉施策や福祉活動を縦割りではなく、横断的に展開することができる体制づくりに努めます。

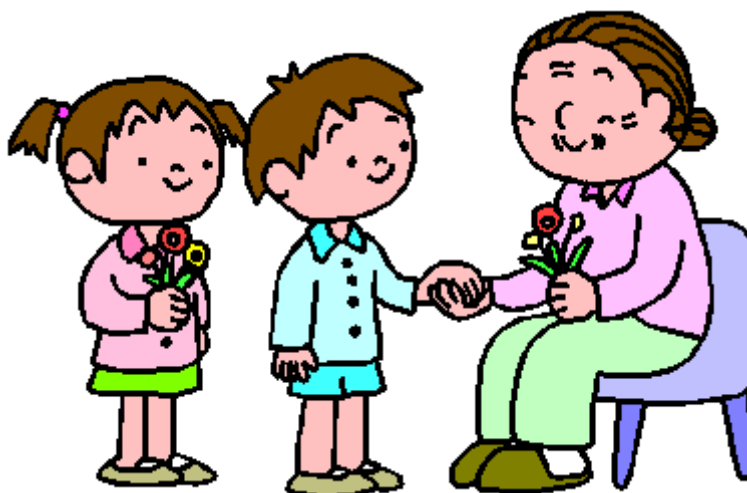
◆しおかぜネット活動実績◆



資料：社会福祉協議会

◆各主体の役割分担◆

取組主体	取組の例
市民一人ひとりが 努力すること	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に自治会活動などの様々な活動に参加します。
地域が協力して 実現すること <small>地域住民，地域活動 団体，社会福祉協議 会，事業者，企業 など</small>	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会は、「えがおえたしま応援センター交流会」を開催し，市内に住む登録ボランティア同士や，他地域との交流を図ります。 社会福祉協議会は，住民参加型福祉サービス「しおかぜネット事業」の周知や登録者数の増加，活動の充実を図ります。 地域の各種組織が連携を図り，祭りや盆踊りなどの行事やイベントを実施します。
行政が推進して いくこと	<ul style="list-style-type: none"> 様々な機会を用いて，各種団体が実施している活動の紹介を行うとともに，活動への参加を呼びかけます。 世代間交流を促進する取組を行います。 ボランティアや各種団体同士の交流の場の提供に努めるとともに，活動の支援を行います。 自治会などの地域活動団体や社会福祉協議会に対する総合的支援を行います。



基本目標2 地域で、集い、話し、学べる場をつくろう

[1] 小地域福祉活動の連動

■取組の方向

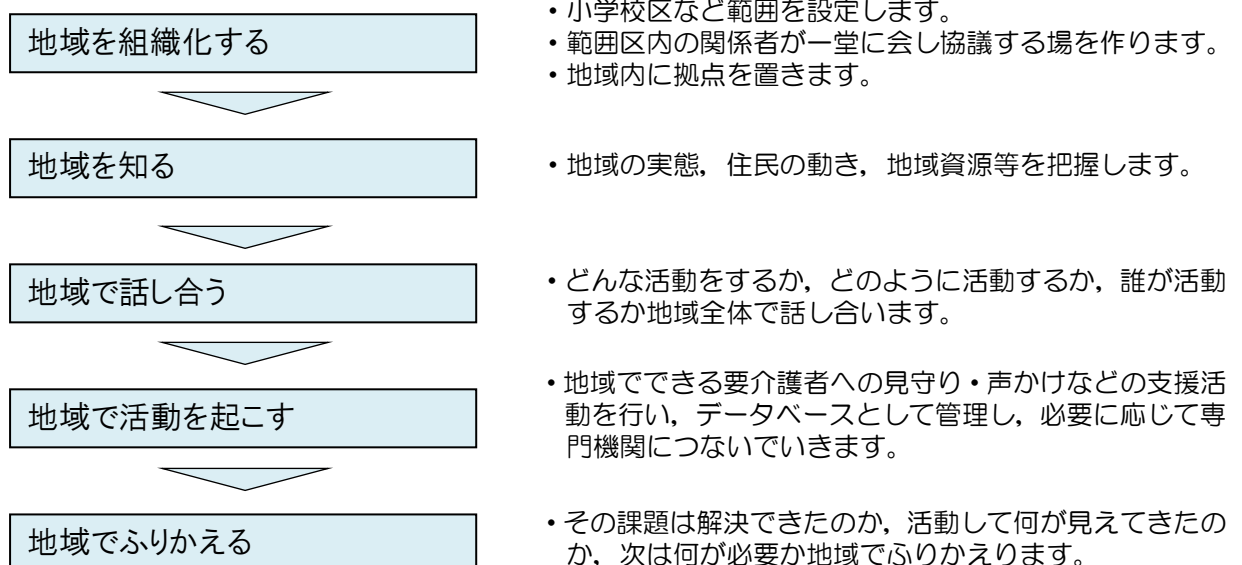
核家族化や少子高齢化の進展など社会環境の変容により、地域の中では子育ての不安、高齢者や障害のある人の介護の悩みなど、市民の一人ひとりが、日頃生活の中で様々な課題を抱えていると考えられます。このような課題に対しては、小学校区などの小地域を単位として支援を必要としている一人ひとりに近隣の人々が見守り活動や援助活動を展開する「小地域福祉活動」が求められます。

安心生活創造事業に係るアンケート調査結果（平成 25 年）によると、現在、参加している地域活動について、「老人クラブ」「ふれあい・いきいきサロン」「町内会・自治会活動」と回答した割合が 1 割以上ですが、「参加していない」と回答した割合が 5 割以上と高くなっています。

また、ワークショップの意見では、「地域内で、自治会長などが困ったことはないか聞くようにしているが、本音が出にくい」「お互いに甘えの精神が少ない」など、地域における福祉活動の課題が見えてきました。

小地域福祉活動を推進するためには、地域を構成する団体間の相互理解や連携が重要です。そのため、本市においては「地域を組織化する」「地域を知る」「地域で話し合う」「地域で活動を起こす」「地域でふりかえる」というステップで小地域福祉活動を展開します。

◆小地域福祉活動の流れ◆



◆各主体の役割分担◆

取組主体	取組の例
市民一人ひとりが 努力すること	<ul style="list-style-type: none"> • 自治会活動などの様々な活動に参加します。 • 近隣住民が顔を合わせる機会をつくります。 • 男性も地域福祉活動に参加します。 • サロン活動などに参加するよう、近隣の人に声をかけあいます。
地域が協力して 実現すること <small>地域住民, 地域活動 団体, 社会福祉協議 会, 事業者, 企業 など</small>	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉協議会は、サロンがない地域において「サロン説明会」を開催し、新たなサロンの立ち上げを推進します。 • 社会福祉協議会は、サロン世話人会議を開催し、サロン活動の充実を図るとともに、研修会や勉強会を開催します。 • 各種団体が連携し「誰でも参加しやすい」サロン環境づくりに努めます。 • 「江田島市見守り支援ネットワーク推進協議会」を活用し、地域福祉の課題解決に取り組みます。
行政が推進して いくこと	<ul style="list-style-type: none"> • 「江田島市見守り支援ネットワーク推進協議会」の運営や活動を支援し、推進協議会の推進・充実を図ります。 • 広報、市ホームページ等を活用し、「市民参加と協働のまちづくり」への理解を深めるための普及啓発や活動紹介を進めます。

[2] 地域福祉の活動拠点

■取組の方向

地域福祉を推進するには、地域で活動されている様々な団体が主体的に活動していくことが重要であり、そのための活動拠点の確保が求められます。

市では、各地域のいきいきサロンの開催を支援することで、その活動の充実を図り世代間の交流を進めるとともに、公共施設等の有効活用や利用条件の緩和を図ってきました。

ワークショップの意見では、「集会所が閉鎖している」「高齢者の憩いの場がない」「地域福祉の活動拠点を明確にする必要がある」など活動拠点に関する要望もあることから、今後は、現在 65 か所ある「ふれあい・いきいきサロン」活動の充実を図るとともに、地域の各種団体が円滑に利用できるよう、活動拠点の確保に努めます。

◆各主体の役割分担◆

取組主体	取組の例
市民一人ひとりが 努力すること	<ul style="list-style-type: none"> • 気軽に集い、交流の機会を積極的に持つよう心がけます。 • 様々な人と出会う機会を大切にし、身近に気軽に相談しあえる環境づくりに努めます。
地域が協力して 実現すること <small>地域住民，地域活動 団体，社会福祉協議 会，事業者，企業 など</small>	<ul style="list-style-type: none"> • 「ふれあい・いきいきサロン」等を活用して、日常的にボランティアが集える場を設けます。 • 地域で、いつでも集まれる活動の場や、行事やイベントなどの交流の場の確保に努めます。 • 空き家や空き店舗など地域資源を再確認し、交流の場としての活用方法を検討し、居場所づくりを推進します。 • 介護者の心身のリフレッシュ，介護技術の向上などを目的とした介護者の集いを開催します。
行政が推進して いくこと	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て中の親や高齢者・障害者など様々な立場の人が交流することができる場や機会の増加に努めます。 • 子どもから高齢者までの誰もが参加しやすい生涯学習や交流・イベントの開催を促進します。 • 関係機関と連携し、活動の場として、廃校舎・校庭の活用，空き家・空き店舗の紹介など，地域の多様な資源の有効活用を図ります。



基本目標3 いつでも必要な福祉サービスが受けられる仕組みをつくろう

[1] 保健・医療・福祉サービス提供体制の整備

■取組の方向

本市においては、少子高齢化の進展や一人暮らし世帯の増加、社会環境の変化などから、福祉サービスに対するニーズは増大、多様化しています。今後も、サービスを必要とする人々が、住み慣れた地域で安心して暮らすため、ニーズにあった質の高いサービスが提供されることが必要とされます。

安心生活創造事業に係るアンケート調査結果（平成 25 年）によると、日常の中で困っていることや不安に思っていることについて、「健康や病気について」と回答した割合が 3 割程度で最も高くなっています。また、今後受けたいサービスについて、「交通支援（買い物・通院等への送り迎えなど）」「清掃・草取り・庭木の伐採」「宅配（食品や日常生活に必要なものの宅配）」と回答した割合が高くなっています。

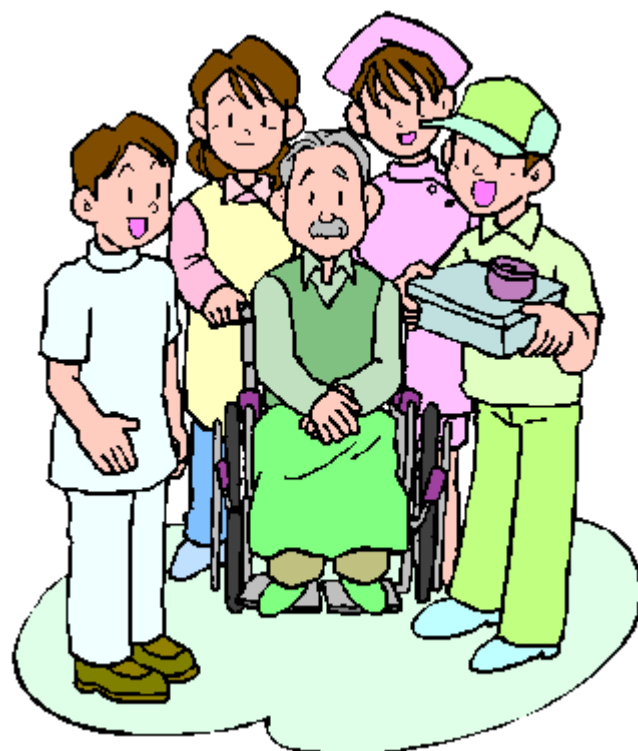
また、ワークショップの意見では、「働く母親へのサポート強化が必要」「児童会の時間延長、土曜日開所を増やす必要がある」など子育て家庭への支援の強化を望む声が多くなっています。

そのため、サービスを必要とする市民が、必要なときに、適切にサービスを受けることができるよう、民間事業者等と協働し、サービスの量・種類の充実や質の向上を図るなど提供体制の確立に努めます。

◆各主体の役割分担◆

取組主体	取組の例
市民一人ひとりが 努力すること	<ul style="list-style-type: none"> • 各種の媒体を用いてサービス提供事業者や施設に対する情報を把握します。 • 行政や各種団体の発信する情報に関心を持ち、制度等の概要を理解します。
地域が協力して 実現すること <small>地域住民，地域活動 団体，社会福祉協議 会，事業者，企業 など</small>	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者や障害者・子育て家庭を支援する施策の充実に努めます。 • 福祉サービス利用援助事業や成年後見制度により、利用者の権利擁護と福祉サービスの利用支援を進めます。 • 認知症サポーター講座を開催し、認知症の人やその家族を見守る応援者となる認知症サポーターを養成します。 • 地域の関係団体が連携し、支援を必要とする人を適切なサービス利用につなげる仕組みを構築します。 • サービス提供事業者は、住民のニーズに応じたサービス量の確保と質の向上に努めます。

取組主体	取組の例
<p>行政が推進していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「老人福祉計画・介護保険事業計画」「障害者プラン」「次世代育成支援行動計画」「健康江田島21計画」などの個別計画を着実に推進します。 • 地域包括ケア体制の整備を図るとともに、関係機関との連携のもと、保健・医療・福祉に関する専門的人材を確保・養成します。 • 公的サービスが適切に提供されるよう、県や市の関係機関と連携しながら、苦情対応や指導・評価体制の充実に努めます。 • 福祉サービス利用援助事業「かけはし」や成年後見制度をはじめ、判断能力が不十分な人の権利を守るための諸制度について、広く周知を図ります。 • 虐待やDVの防止に関する関係機関の連携の強化と啓発に努めます。 • 障害者（児）のいる世帯、子育て世帯やひとり親世帯、寡婦などに対し、経済的負担の軽減や自立を支援します。 • 低所得者に対し、生活援助や自立支援を行います。



[2] 情報提供の充実

■取組の方向

現在、本市では、「老人福祉計画・介護保険事業計画」「障害者プラン」「次世代育成支援行動計画」「健康江田島 21 計画」などの計画に基づき福祉サービスを提供しており、市役所の担当窓口をはじめとして、地域包括支援センター、子育て支援センター、福祉センター、広報えたじま、ホームページで福祉に関する情報提供を行っています。

しかし、ワークショップの意見では、「どのような事業があるかわからない」「地域福祉についての具体的な取組の説明がない」など情報提供への要望もあることから、社会福祉協議会など関係機関と連携した体制づくりに努めます。

◆各主体の役割分担◆

取組主体	取組の例
市民一人ひとりが 努力すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌や情報誌，チラシ，ホームページ等で，地域福祉に関する情報を確認します。 ・ 広報誌でわからない点があれば，隣近所の人，行政など関係機関に確認します。
地域が協力して 実現すること <small>地域住民，地域活動 団体，社会福祉協議 会，事業者，企業 など</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会の回覧板などを活用して情報提供を行います。 ・ 社会福祉協議会は，「社協だより」「しおかぜ通信」以外に，地域福祉ブログなどホームページを有効活用します。 ・ 社会福祉協議会は，「フェスティバル江田島」にブースを出展しPR活動を展開します。 ・ 地域活動団体等の活動情報などを，各団体が発行する情報誌，チラシ等で紹介します。 ・ 地域の集いの場を活用して，積極的に情報提供・共有を進めます。
行政が推進して いくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報，ホームページ，パンフレット等を活用して，地域福祉活動に関するわかりやすい情報を市民に幅広く提供します。 ・ 市が主催するイベントや福祉行事の場を活用し，地域福祉活動に関する情報提供を行います。 ・ 市の職員が講師として地域に出向き，市の施策や制度・事業などをわかりやすく説明する市政出前講座を行います。

[3] 総合相談支援体制の整備

■取組の方向

市民が抱える保健・医療・福祉に関する課題は、子どもから高齢者まで多種多様にわたっています。

市では、市の担当窓口による相談支援のほか、地域包括支援センターや子育て支援センター、障害者生活支援センターなどで対応してきました。また、民生委員児童委員は、地域住民の様々な悩みごとの相談受付、関係機関との橋渡しや支援を必要とする人の生活支援などを中心とした社会福祉の増進に努めています。

しかし、ワークショップの意見では、「窓口や相談する場所がわからない」など相談体制に関する要望があることから、今後は、市や社会福祉協議会や自治会・民生委員児童委員など関係団体を含めた相談体制の周知に努めるとともに、保健・医療・福祉に関する相談や支援を円滑に行うことができる体制づくりを進めます。

◆各主体の役割分担◆

取組主体	取組の例
市民一人ひとりが 努力すること	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みごとについて、一人で悩まず相談します。 ・様々な人と出会う機会を大切にし、身近に気軽に相談しあえる人間関係をつくれます。 ・自治会など一人ひとりが加入しているコミュニティの中で、地域内の窓口を周知します。
地域が協力して 実現すること <small>地域住民，地域活動 団体，社会福祉協議 会，事業者，企業 など</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体が連携し、相談体制のネットワークを強化します。 ・社会福祉協議会の心配ごと相談所における身近な相談業務の充実に努めます。 ・民生委員児童委員は、きめ細かい訪問活動等により、地域の支援を必要とする人を早期に発見し、関係機関につなげます。
行政が推進して いくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課間や関係機関との連携に努め、総合的な相談体制の構築に努めます。 ・プライバシーに配慮した相談窓口の整備や誰にでもわかりやすい説明に努めます。 ・高齢者については地域包括支援センター、障害者については障害者生活支援センター、児童・母子については子育て支援センターをそれぞれ相談支援の中核拠点とし、市民への窓口の周知と機能の充実に努めます。

基本目標4 安心して暮らせる環境をつくろう

[1] 支援を必要とする人を地域で支える環境づくり

■取組の方向

核家族化の進行や近隣関係の希薄化などを背景に、家庭や地域における親の育児負担などが指摘されており、子育て世帯を地域社会全体で支える環境づくりが重要です。また、災害時の避難などに不安を持つ高齢者や障害者も多く、的確な情報伝達や日頃からの隣近所の支え合いなどの環境づくりが重要となってきます。

市では、地域において見守りや買い物支援等を必要とする人々とそのニーズを把握し、地域の支援体制を整備する安心生活創造事業を実施することで、細やかに行き届いた見守り活動やサービス提供に努めてきました。

安心生活創造事業に係るアンケート調査結果（平成25年）によると、近所との交流が少ない（「あいさつをする程度」「ほとんど付き合いはない」と回答した割合は3割以上と高くなっています。また、災害時の避難の項目では、緊急通報システムが「ない」と回答した割合が8割以上、災害等の緊急時に「避難できない」と回答した人が3割程度となっています。「避難できない」理由としては、「歩行が困難であり、介助が必要であるため」と回答した割合が7割以上と最も高くなっており、災害時などを想定して、地域において必要な情報が共有された見守り体制づくりが求められています。

ワークショップの意見では、「避難場所がわからない」「避難場所が不便なため、高齢者は避難が困難」などあることから、引き続き、関係機関と連携した小地域見守りネットワークを推進し、地域における地域福祉活動や交流の活性化に努めます。

●安心生活創造事業とは？

厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が実施するモデル事業です。

この事業の基本理念では、「悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくり」を目指しています。各地域福祉推進市町村は、この事業の「3つの原則」に基づいた取組を行います。例えば一人暮らしや夫婦のみで暮らす高齢者や障害をお持ちの方の世帯などであっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。

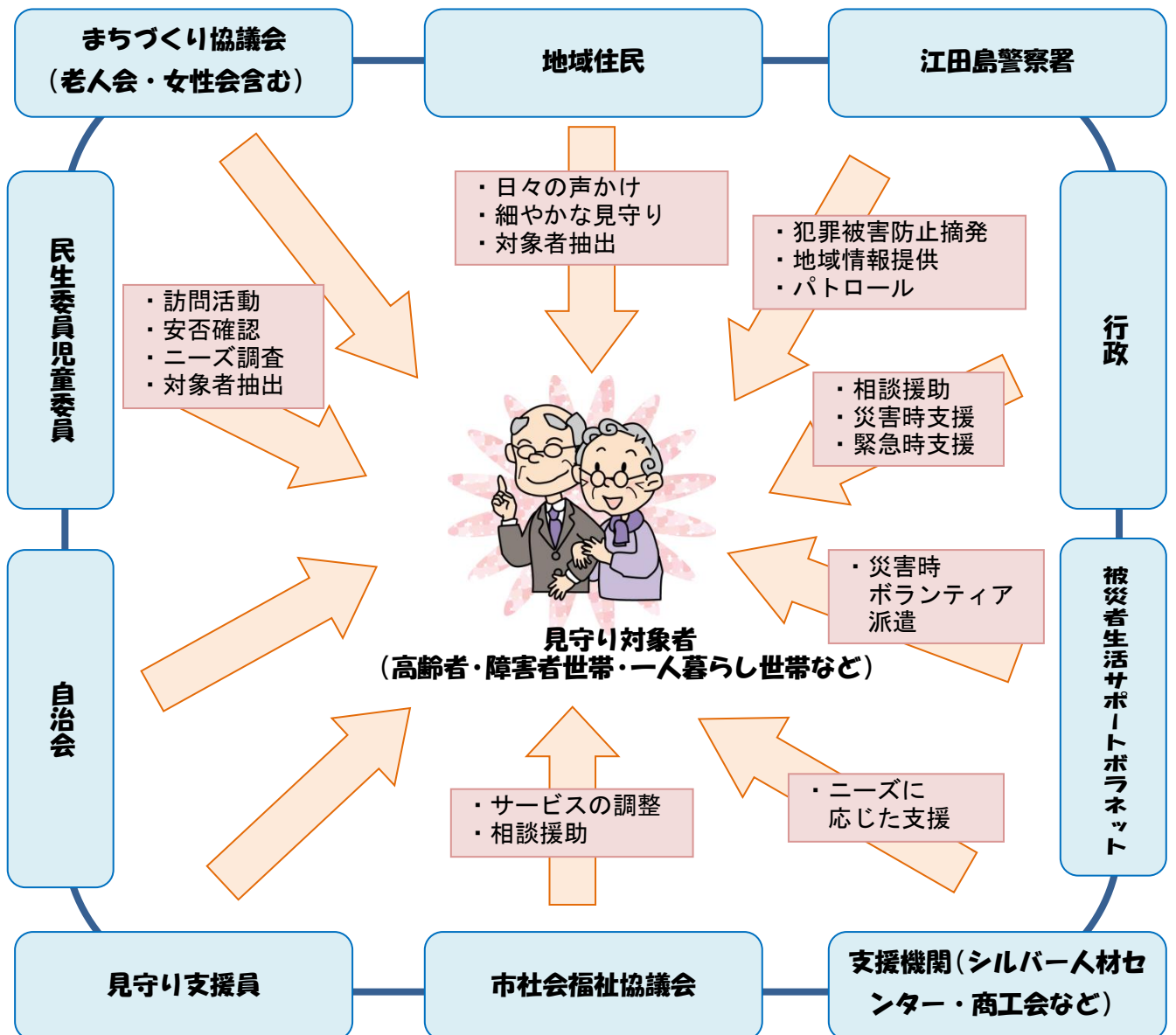
◆安心生活創造事業の3つの原則◆

原則1：地域において、基盤支援（見守りや買い物支援）を必要とする方々を把握すること、その方々が普段の生活においてどのようなことに困っており、どのようなことを必要としているのかを把握すること。

原則2：原則1で把握した基盤支援を必要とする方々が、もれなくカバーされる地域の支援の体制をつくること。

原則3：原則1と原則2を支える、安定的な地域の自主財源確保に取り組むこと。

◆見守りネットワークのイメージ◆



◆各主体の役割分担◆

取組主体	取組の例
<p>市民一人ひとりが努力すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 各家庭で、基本的なあいさつを実践します。 • 地域で多くの人と顔見知りの関係になるよう、あいさつを心がけます。 • 一人暮らし高齢者などに対して、声かけを行います。 • 地域の行事に、日頃参加の少ない世代や転入者等に積極的に声かけします。 • 地域の防災訓練や自主防災組織活動に積極的に参加します。 • 家族で話し合い、避難場所を決めておきます。 • 災害時に備えて、食料などを家庭内で備蓄します。
<p>地域が協力して実現すること</p> <p>地域住民，地域活動団体，社会福祉協議会，事業者，企業など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 民生委員児童委員や自治会等の各種団体で構成する江田島市見守り支援ネットワーク推進協議会で、地域内に基盤支援を必要とする人とそのニーズを把握し、支援を必要とする人がもれなくカバーされる見守り体制を推進します。 • 社会福祉協議会は、災害時でもボランティアが対応できるように「災害ボランティア」の整備に努めます。また、定期的に「災害時対応」をテーマにした研修会や講座等を開催するとともに、「江田島市被災者生活サポートボラネット推進会議」を開催します。 • 随時「江田島市被災者生活サポートボラネット推進マニュアル」の見直しを行います。
<p>行政が推進していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市役所や公共施設でのあいさつを励行します。 • 広報を活用し、災害時の避難場所の周知に努めます。 • 地域における見守りネットワークの推進を支援するとともに、公的サービスとの連携体制を確保します。 • 自主防災組織やボランティアの育成など災害時の体制整備を支援します。 • 緊急通報装置等の設置促進により、緊急時の連絡体制の整備に努めます。 • 情報機器を活用した見守りサービスの整備に努めます。

[2] 支え合いによる移動手段の確保

■取組の方向

高齢者や障害者、子どもを含めたすべての市民が、住み慣れた地域で暮らすためには、生活範囲を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、気軽に移動できる環境整備が重要となります。

市では、江田島バス株式会社による市内路線バスが運行されるとともに、バス路線から離れている、路線バスが使いたい時間に運行していないなどの理由で、公共交通を利用できない交通空白不便地域の移動手段を確保するために、予約型乗合タクシー「おれんじ号」を運行しています。

安心生活創造事業に係るアンケート調査結果（平成 25 年）によると、週 1 日以下の頻度の低い人の割合は、要介護認定を受けている人や障害がある人では 3 割以上となっています。また、今後受けたいサービスについて、「交通支援（買い物・通院等への送り迎えなど）」と回答した割合が 1 割以上と最も高くなっています。

ワークショップの意見では、「公共交通機関の便が少なく不便」「狭い道が多い」「買い物が不便」などがあり、今後も、関係機関と連携し移動が困難な方への移動手段の確保に努めます。

◆おれんじ号の概要◆



予約方法	<ul style="list-style-type: none">• 運行事業者へ電話か F A X で予約をする必要があります。• 予約がまったくなければ運行しませんが、一人でも予約があれば運行します。
予約受付時間	<ul style="list-style-type: none">• 午前 9 時～午後 5 時で運行開始 1 時間前まで受け付けています。 <p>〔第 1 便・第 2 便は、前日の午後 5 時までに予約が必要です。〕</p>
乗降方法	<ul style="list-style-type: none">• 家の近くの運行路線から乗車し、桟橋や周辺の医療機関・商業施設などで降りることができます。復路はその逆です。予約された方々で乗りあって利用いただきます。
運賃	<ul style="list-style-type: none">• 1 回乗車につき 300 円 <p>〔・沖美南部線において大柿町内で乗り降りする場合は 600 円〕</p> <ul style="list-style-type: none">• 小学生以下は半額

◆各主体の役割分担◆

取組主体	取組の例
市民一人ひとりが 努力すること	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を過ごす中で、困っている子ども，高齢者，障害者に対して，関係機関へつなぐなどの支援を行います。
地域が協力して 実現すること 地域住民，地域活動 団体，社会福祉協議 会，事業者，企業 など	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から人間関係を築き，隣近所で乗り合いができる関係づくりを推進します。
行政が推進して いくこと	<ul style="list-style-type: none"> 介護タクシーなど関係機関と連携し，買い物支援施策の周知に努めます。



第5章 計画の推進

〔1〕 計画の評価

本計画に基づく取組を継続的に推進していくために、福祉関係者、医療関係者、教育関係者、各種団体代表者から構成される「保健福祉審議会地域福祉部会」を定期的開催し、本計画の進捗状況の評価、見直しを行い、本計画の推進につなげます。

〔2〕 関係機関との連携

1 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図る団体として位置付けられ、地域福祉を推進する中核的な役割を担います。

社会福祉協議会との情報共有を緊密にすることで、社会福祉協議会が把握しているニーズや事業と、市が実施している事業のすり合わせを行い、効果的に地域福祉活動を進めます。

2 市民・各種団体との連携

地域福祉の推進にあたっては、市民の参加と協力は必要不可欠です。そのため、本計画や市の地域福祉施策の方向性等を市民に周知し、地域福祉活動に主体的に参画する人材の発掘・育成を図ります。

また、地域福祉に関する活動を行っている自治会や民生委員児童委員等の各種団体との情報共有・連携強化に努めます。

3 行政の役割

行政は、地域福祉施策を総合的に推進するために、社会福祉協議会や各種団体と相互に連携・協力を図るとともに、市民のニーズの把握と内容に配慮した施策の推進に努めます。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取組が必要であり、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって福祉施策を推進します。

[資料1] 江田島市保健福祉審議会地域福祉部会委員名簿

氏名	団体等	備考
大津 克彦	江田島市社会福祉協議会 会長	部会長
澤 裕幸	佐伯地区医師会 理事	
青木 博美	安芸地区医師会 江田島ブロック ブロック長	
田口 慎三	江田島市民児協 会長	
毛利下 隆男	江能福祉会 理事長	副部会長
中元 信子	市老人クラブ連合会 会長	
小方 憲三	江田島市自治会連合会 会長	
岡田 鈴子	江田島市女性連合会 会長	
鷹谷 直至	江田島市PTA連合会 会長	
堂野崎 平	江田島市社会福祉協議会 局長	臨時委員

[資料 2] 江田島市保健福祉審議会規則

平成 16 年 11 月 1 日

規則第 101 号

(趣旨)

第 1 条 江田島市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務，組織及び委員その他の構成員並びにその運営に関しては，市長の附属機関の設置に関する条例(平成 16 年江田島市条例第 22 号)第 3 条の規定に基づき，この規則に定めるところによる。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は，次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 老人福祉計画に関する事項
- (2) 介護保険事業計画に関する事項
- (3) 障害者福祉計画に関する事項
- (4) 次世代育成支援行動計画に関する事項
- (5) 地域福祉計画に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか，保健福祉に係る基本的な計画に関する事項

(組織)

第 3 条 審議会は，委員 30 人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者の中から，市長が委嘱する。

- (1) 議会議員
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護保険施設関係者
- (4) 子育て・保育・教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 介護保険被保険者の代表者及び障害者団体の代表者等
- (7) 住民団体の代表者

3 前項に掲げるもののほか，特別の事項を調査審議するため必要があるときは，審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は，市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は，3 年とする。ただし，補欠により選任された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

3 臨時委員の任期は，3 年以内とし，調査審議する事項及び任期を定めて任用する。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会には、委員の互選により委員長、副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別な事項を調査審議するため必要があるときは、委員長は、臨時委員を審議会に出席させることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、臨時委員を委員とみなす。

5 審議会は、会議について必要と認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会は、部会を置くことができる。部会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 第5条の規定は、部会長について準用する。

5 審議会は、その決議により、部会の議決をもって審議会の決定とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(平成20年1月13日から平成22年3月31日までに選任される委員の特例措置)

2 平成20年1月13日から平成22年3月31日までに選任される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 24 日規則第 3 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 12 日規則第 35 号)

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

[資料3] 計画の策定経過

日程	内容	備考
平成25年 1月4日～ 2月28日	江田島市安心生活創造事業に係る アンケート調査の実施	
7月25日	江田島市保健福祉審議会 地域福祉部会第1回開催	・地域福祉計画の策定方針
8月22日	地域福祉を考える ワークショップ第1回開催	・江田島市の良い点、課題を 考えよう
9月27日	地域福祉を考える ワークショップ第2回開催	・地域福祉のために各主体が できることを考えよう
11月21日	江田島市保健福祉審議会 地域福祉部会第2回開催	・地域福祉計画素案の審議
12月5日	江田島市地域福祉計画素案を 市ホームページに掲載	
平成26年 2月4日	江田島市保健福祉審議会 地域福祉部会第3回開催	・地域福祉計画案の審議

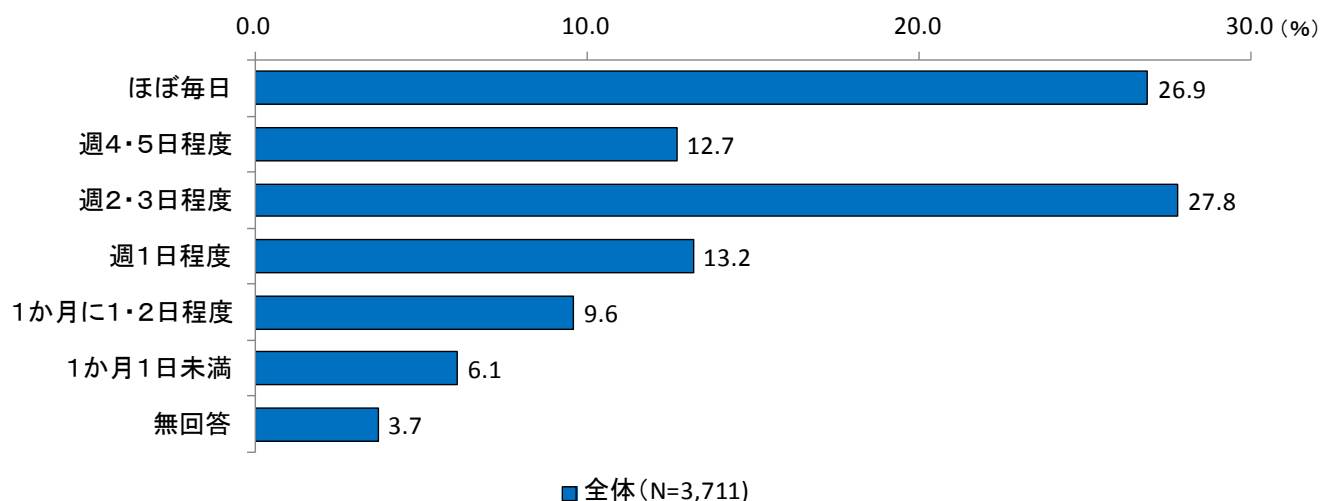
【資料4】 安心生活創造事業に係るアンケート調査結果

平成25年1月から2月にかけて、「75歳以上の一人暮らし世帯」や「世帯構成員が75歳以上のみの世帯」「介護保険の要介護度3以上の者」「身体障害者手帳1・2級を所持する者」「精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者」「その他、従前からの民生委員による見守り世帯」（ただし、対象者が近隣の者等に支援を受けることができる世帯は除く。）に対して、アンケート調査を実施しました。

1 外出

外出について、「ほぼ毎日」と「週4・5日程度」という頻度の高い人の割合が39.6%、週1日以下の頻度の低い人の割合が28.9%となっています。

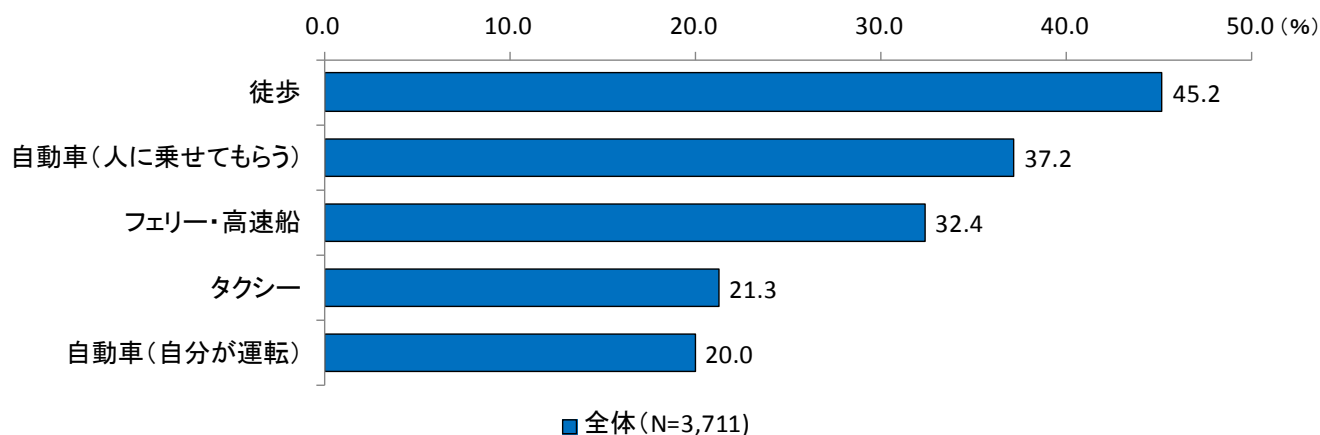
■あなたは、どのくらいの頻度で外出していますか



2 外出の際の交通手段

外出の際の交通手段について、「徒歩」との回答割合が45.2%と最も高く、「自動車（人に乗せてもらう）」、「フェリー・高速船」、「タクシー」が続いています。

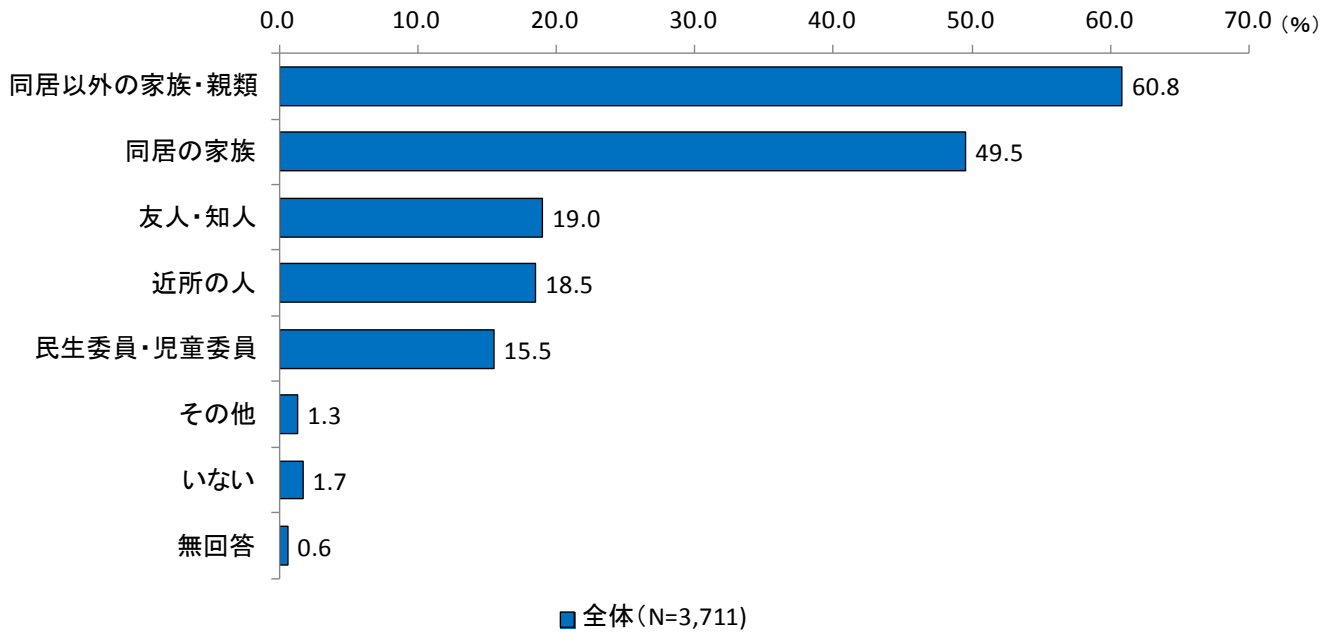
■あなたは、外出の際、どのような交通手段を利用されますか。（複数回答・上位5つ）



3 相談相手

困ったときに頼れる人や相談できる人について、「同居以外の家族・親類」との回答割合が60.8%と最も高く、「同居の家族」、「友人・知人」、「近所の人」が続いています。それに対して、「いない」という回答割合は1.7%と低くなっています。

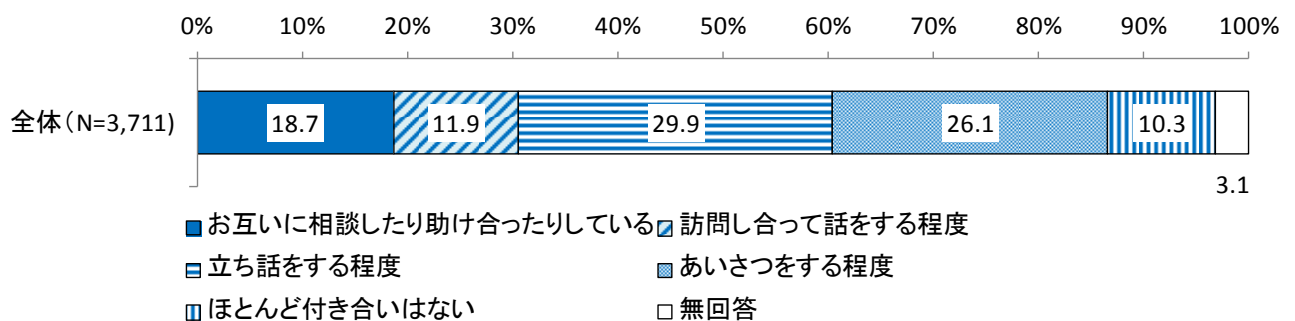
■あなたは、困ったときに頼れる人や相談できる人がいますか。(複数回答)



4 近所との付き合い

「お互いに相談したり助け合ったりしている」との深い付き合いがある人の割合が18.7%と約2割にとどまり、「あいさつをする程度」、「ほとんど付き合いはない」というあまり付き合いがない人の割合が36.4%となっています。

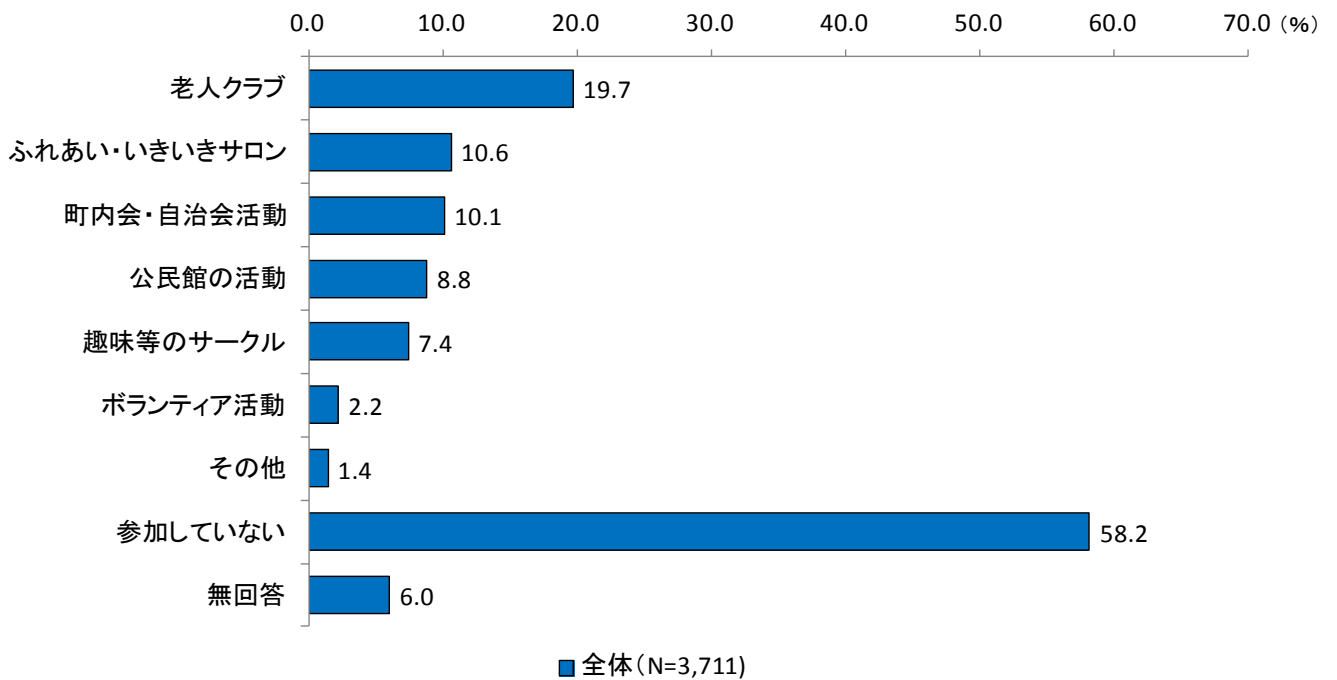
■あなたは、ご近所の人とどの程度付き合いがありますか。



5 地域活動への参加

何らかの地域活動に参加している人の割合が 35.7%であり、そのなかでも「老人クラブ」が最も高く 19.7%となっています。また、「参加していない」と回答した人の割合は 58.2%となっています。

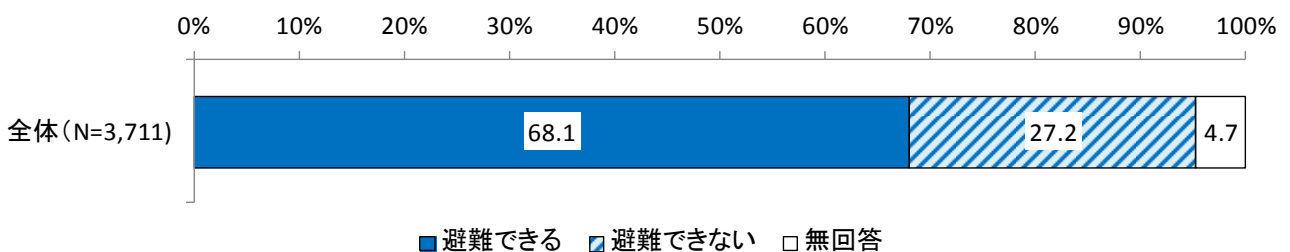
■あなたは、現在、地域活動に参加していますか。(複数回答)



6 災害時等の避難

災害時等に「避難できない」人の割合が 27.2%と約 3 割となっています。

■あなたは、災害等の緊急時に、避難できますか



地域福祉計画

発行年月 平成26年3月

発行 江田島市福祉保健部社会福祉課

〒737-2295 広島県江田島市大柿町大原 505 番地